

平成28年度
情報公開・個人情報保護
制度運用状況報告書

平成29年8月

宮崎市

目次

I	情報公開制度の概要	1
1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	審査請求に関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7
II	情報公開制度の運用状況	8
1	公開請求等の件数及びその処理状況	8
2	実施機関別の請求等件数及びその処理状況	9
3	請求者の内訳	10
4	非公開理由の適用状況	10
5	審査請求の状況	11
6	情報提供の状況	11
III	個人情報保護制度の概要	13
1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	審査請求に関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19
IV	個人情報保護制度の運用状況	20
1	開示請求の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	審査請求の状況	21
5	事務の届出状況	22
V	資料	23
1	情報公開請求申出の内容と処理状況（平成28年度）	23
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成28年度）	59
3	情報公開関係例規	61
4	個人情報保護関係例規	75

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会並びに本市が設立した地方行政独立法人をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、すべての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができます。

ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く）

ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

(8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 審査請求

請求の決定について、審査請求があった場合には、実施機関は、審査請求が不適法である場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うものとします。

審査請求の受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、審査請求や行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続きが定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

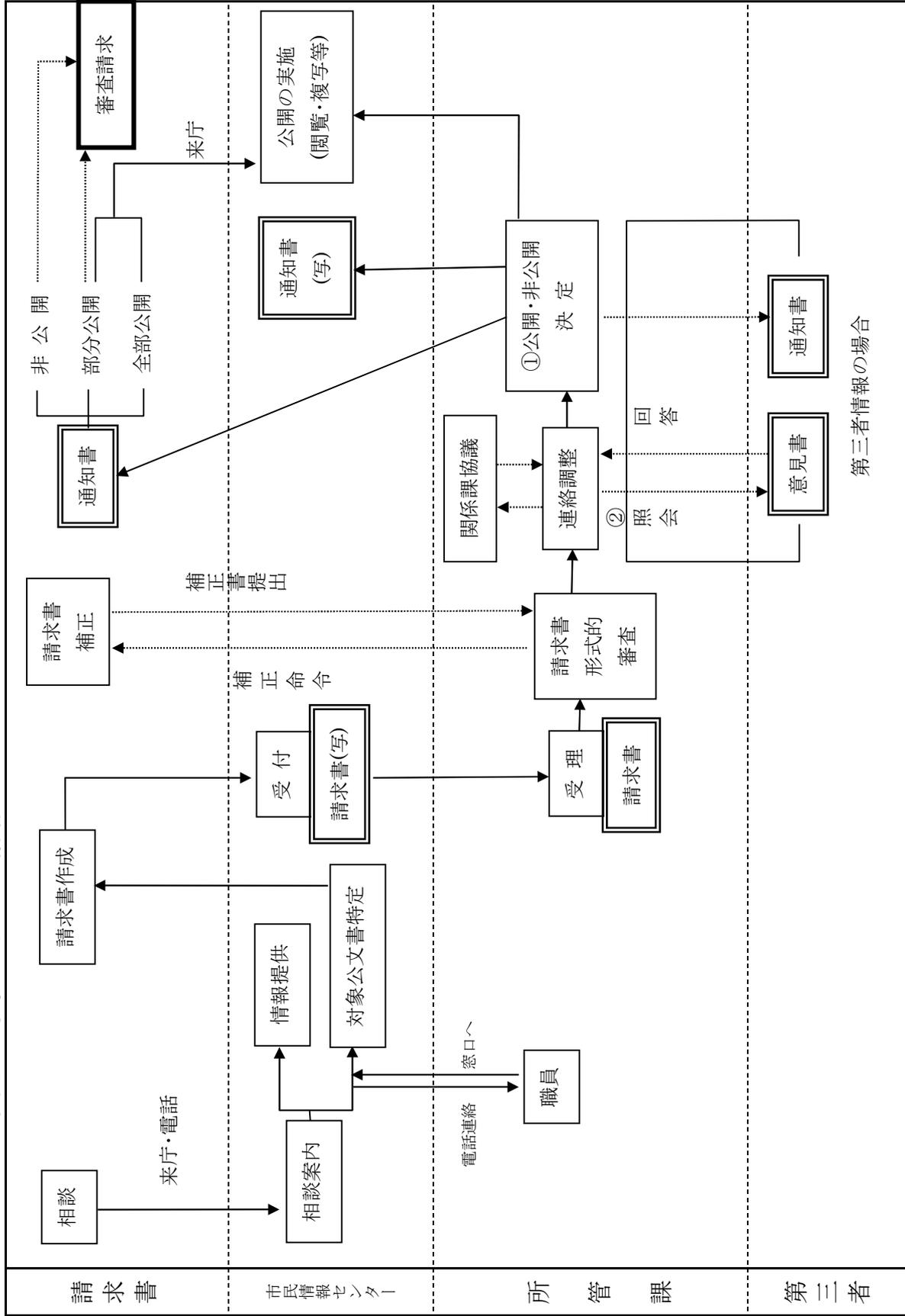
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

3 公開請求に関する事務の流れ（情報公開）



※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。

② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究および条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表および学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開および新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 公開請求(申出)の件数及びその処理状況

平成28年度における公文書公開請求(申出)件数及びその処理状況は、次のとおりです。

表1 平成28年度 公開請求の処理状況

	公開請求 (申出)件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ
請求	613	401	160	42	38	10
申出	175	145	22	6	5	2
合計	788	546	182	48	43	12

2 実施機関別の請求(申出)件数及びその処理状況

平成28年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表2 平成28年度 実施機関別請求(申出)件数及び処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	625	79.3%	請求	294	139	21	19	3	457	7
			申出	141	20	5	5	2	168	0
			計	435	159	26	24	5	625	7
教育委員会	24	3.1%	請求	1	8	14	13	0	23	6
			申出	1	0	0	0	0	1	0
			計	2	8	14	13	0	24	0
農業委員会	1	0.1%	請求	1	0	0	0	0	1	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	0	0	0	0	1	0
上下水道 事業管理者	114	14.5%	請求	99	7	0	0	6	112	0
			申出	2	0	0	0	0	2	0
			計	101	7	0	0	6	114	0
消防長	5	0.6%	請求	2	1	0	0	0	3	0
			申出	1	1	0	0	0	2	0
			計	3	2	0	0	0	5	0
議会	7	0.9%	請求	2	3	0	0	1	6	0
			申出	0	1	0	0	0	1	0
			計	2	4	0	0	1	7	0
公立大	12	1.5%	請求	2	2	7	6	0	11	0
			申出	0	0	1	0	0	1	0
			計	2	2	8	6	0	12	0
合計	788	100%	請求	401	160	42	38	10	613	13
			申出	145	22	6	5	2	175	0
			計	546	182	48	43	12	788	13

3 請求者の内訳

平成28年度における公文書公開請求(申出)者の内訳は、次のとおりです。

表3 平成28年度 請求(申出)者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	141	23.0%	7	4.0%	148	18.8%
市内に事務所等を有する者	470	76.6%	4	2.3%	474	60.2%
市内の事務所等に勤務する者	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
その他の申出	0	0.0%	164	93.7%	164	20.8%
合計	613	100%	175	100.0%	788	100.0%

4 非公開理由の適用状況

非公開(部分公開を含む。)となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。(公開請求(申出)のうち部分公開及び非公開となった294件の内訳)

表4 平成28年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報/法令秘に関する情報	0	0.0%
条例第7条第2号 個人情報/個人に関する情報	99	33.7%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報/法人等に関する情報	59	20.1%
条例第7条第4号 公共安全保護情報/公共の安全等に関する情報	1	0.3%
条例第7条第5号 意思形成過程情報/審議、検討又は協議に関する情報	8	2.7%
条例第7条第6号 事務事業執行情報/事務事業に関する情報	84	28.6%
条例第7条第7号 国等協力関係情報/国等との協力関係に関する情報	0	0.0%
条例第9条 公文書存否情報	0	0.0%
不存在(一部不存在含む)	43	14.6%
合計	294	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

5 審査請求の状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、審査請求を行うことができます。

平成28年度においては、審査請求が3件ありました。

表5 平成28年度 審査請求の状況

区分	提起年月日	対象文書	受付機関	諮問・答申 年月日
				答申内容
審査請求	平成28年 8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・DVが人権問題であると言うなら日本国憲法の自由権・参政権・社会権・受益権のどれに該当するのか理解できる文書 ・DVを人権問題と判事した我が国の判決があればその文書 	公立大	諮問未実施
審査請求	平成28年 10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇先生の宣誓書を毀棄した職員の名前が特定できる文書 ・現在、宣誓書を毀棄している職員の名前が特定できる文書 	公立大	諮問未実施
審査請求	平成29年 3月8日	平成28年に行われた障害福祉サービス事業所「〇〇〇」に対する口頭指導の記録、事務指導に関する記録、文書指導等の記録、及び当該文書	市長	諮問未実施

6 情報提供の状況

市民情報センターには、市が作成および取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっています。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応し

ています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし

なければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報の利用停止請求

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用、保管、記録、提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

イ 実施機関は原則として、利用停止請求があった日の翌日から30日以内に当該個人

情報を利用停止するか否かを決定しなければなりません。

(13) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正、利用停止の請求に対する決定について、審査請求があった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行わなければならない。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができます。

(14) 事業者が保有する個人情報の保護

ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成27年 9月18日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求の件数及びその処理状況

平成28年度における個人情報の開示請求件数及びその処理状況は次のとおりです。
 なお、訂正・利用停止の請求はありませんでした。

表1 平成28年度 公開請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ
62	36	8	16	16	2

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

平成28年度における実施機関別の請求件数は、次のとおりです。

表2 平成28年度 実施機関別請求件数及び処理状況

実施機関	請求		開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合							
市長	57	91.9%	34	5	16	16	2	57	1
教育委員会	2	3.2%	2	0	0	0	0	2	0
消防長	3	4.8%	0	3	0	0	0	3	1
合計	62	100%	36	8	16	16	2	62	2

3 不開示理由の適用状況

不開示（部分開示を含む。）となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。（開示請求のうち部分開示及び不開示となった245件の内訳）

表3 平成28年度 不開示理由別集計表

項 目	件数	割合
条例第15条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	0	0%
条例第15条第2号 評価等情報／評価、診断、判定、選考等に関する情報	2	8.3%
条例第15条第3号 事務事業執行情報／事務事業に関する情報	0	0%
条例第15条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	0	0%
条例第15条第5号 国等協力関係情報／国等との協力関係に関する情報	0	0%
条例第15条第6号 第三者情報／第三者に関する情報	6	25%
条例第15条第7号 未成年者等保護情報／未成年者等の保護に関する情報	0	0%
不存在（一部不存在含む）	16	66.7%
合計	24	100%

4 審査請求の状況

個人情報の開示請求に対する不開示等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

平成28年度においては、審査請求が3件ありました。

表4 平成28年度 審査請求の状況

区分	提起 年月日	対象文書	受付 機関	諮問・答申 年月日
				答申内容
審査請求	平成28年 4月28日	面接記録表（生活保護）	市長	平成28年10月28日 諮問 平成29年2月22日 答申
				実施機関が一部を不開示とした決定は妥当でない。

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、次のとおりです。

表4 平成28年度 個人情報取扱事務届出状況

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	0	0	0
	総務部	0	0	0
	税務部	0	0	0
	地域振興部	1	0	1
	佐土原総合支所	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0
	環境部	0	0	0
	福祉部	0	0	0
	健康管理部	0	0	0
	農政部	0	0	0
	観光商工部	0	0	0
	建設部	0	0	0
	都市整備部	0	0	0
	出納室	0	0	0
		教育委員会	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0
	公平委員会	0	0	0
	監査委員	0	0	0
	農業委員会	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0
	上下水道事業管理者	0	0	0
	消防長	0	0	0
	議会	0	0	0
	公立大	0	0	0
合計		1	0	1

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況(平成28年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/1	請求	平成27年度4月～3月 落札率(総計)		4/6	公開		契約課
2	4/1	申出	平成28年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		4/14	公開		保健衛生課
3	4/1	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設の一覧 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は法人住所、法人電話番号、法人代表者氏名)、許可日、許可満了日、業種 2015/9/1～2016/2/29の間に新規で許可を受けた施設全て。但し廃業している施設は除く。		4/8	公開		保健衛生課
4	4/1	請求	小丸橋橋梁修繕工事(その2) 金入設計書		4/8	公開		佐土原・建設課
5	4/1	請求	平成27年度宮崎市生目の杜運動公園植栽管理業務委託 金入設計書		4/11	公開		文化スポーツ課
6	4/1	請求	平成27年度大宮2号線雨水幹線外草刈等業務委託 金入設計書		4/11	部分公開	第7条第6号	土木課
7	4/1	請求	平成27年度たらのき台不燃物埋立処理場造園管理業務委託 金入設計書		4/11	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
8	4/1	申出	平成28年3月1日から平成28年3月31日までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		4/14	公開		保健衛生課
9	4/4	請求	吉村通線道路改良工事(4工区) 実施設計書 平成27年10月21日入札		4/14	公開		土木課
10	4/4	請求	・東部第二土地区画整備事業今村通線下水管布設工事 実施設計書 平成27年6月30日入札 ・東部第二土地区画整理事業今村通線外3線道路築造及び整地工事 実施設計書 平成27年8月19日入札		4/14	公開		区画整理課
11	4/4	請求	準用河川前溝川河川改修工事(その1) 実施設計書 平成27年9月29日入札		4/12	公開		土木課
12	4/4	請求	去川和石線道路改良工事(35工区) 実施設計書 平成27年10月21日入札		4/14	公開		高岡・建設課
13	4/4	請求	浮田宮前1号線外1線道路舗装新設工事(但し道路改良工) 実施設計書 平成27年11月6日入札		4/14	公開		道路維持課
14	4/4	請求	〇〇が宮崎市に採用された際の憲法を尊重し擁護する宣誓書		4/18	部分公開	第7条第2号	人事課
15	4/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成28年3月1日～平成28年3月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		4/14	公開		保健衛生課
16	4/4	請求	宮崎市内に於いて平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		4/18	公開		保健衛生課
17	4/4	請求	宮崎市内に於いて平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間に食品衛生法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		4/18	公開		保健衛生課
18	4/6	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約10月～3月) 金入設計書		4/19	公開		道路維持課
19	4/6	請求	昭通通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸上部工) 金入設計書(当初設計書)		4/8	公開		市街地整備課
20	4/6	請求	中村雨水幹線布設外工事(5工区) 金入設計書(当初設計書)		4/8	公開		区画整理課
21	4/6	請求	清武汚水幹線(27-8工区)外下水道管布設工事 金入設計書(当初設計書)		4/15	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
22	4/6	請求	・第55号道路災害復旧工事 ・第83号道路災害復旧工事(地すべり対策工) 金入設計書(当初設計書)		4/8	公開		道路維持課
23	4/6	請求	久峰観音線道路改良工事(但し路面工) 金入設計書(当初設計書)		4/8	公開		佐土原・建設課
24	4/6	請求	富吉跡江線道路改良工事(8工区) 金入設計書(当初設計書)		4/8	公開		土木課
25	4/6	請求	宮崎駅東通線(西中工区)電線共同溝整備工事(1工区) 上記工事 金額入設計書(当初設計書)		4/8	公開		市街地整備課
26	4/7	請求	大塚台1号線外39号線街路樹維持管理業務委託(平成28年度) 金入設計書		4/13	部分公開	第7条第6号	道路維持課
27	4/7	請求	都市公園等管理業務委託(木花公園外) 金入設計書		4/13	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
28	4/7	請求	生目的野線外17線草刈業務委託 金入設計書		4/13	部分公開	第7条第6号	道路維持課
29	4/7	請求	平成28年度維持管理業務委託(1工区) 金入設計書		4/13	部分公開	第7条第6号	清武・建設課
30	4/7	請求	平成27年度公設型合併処理浄化槽メーカー、工事業者		4/21	公開		廃棄物対策課
31	4/8	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託(平成27年度) 金入設計書		4/14	部分公開	第7条第6号	浄水課
32	4/8	申出	平成28年1月1日から平成28年3月31日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名及び代表者名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日 但し、携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く。		4/22	公開		保健衛生課
33	4/8	請求	平成28年1月分～3月分の相談の段階で保護不適格とされたケースの面接記録票	6/7	6/7	部分公開	第7条第2号	社会福祉課
34	4/11	請求	・西前島雨水管渠整備工事(その4) 金入設計書(工事費内訳書(金入り)のみ)		4/18	公開		土木課
35	4/11	請求	・木原汚水幹線(27-1工区)外下水道管布設工事 ・加納汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 ・清武1号汚水幹線(27-2工区)下水道管布設工事 ・清武1号汚水幹線(27-3工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(27-8工区)外下水道管布設工事 ・加納汚水幹線(27-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書(工事費内訳書(金入り)のみ)		4/22	公開		下水道整備課
36	4/11	請求	市道昭和通線配水管布設替工事(その3) 金入設計書(工事費内訳書(金入り)のみ)		4/14	公開		水道整備課
37	4/11	請求	吉村通線(管師工区)道路改良工事(6工区) 金入設計書(工事費内訳書(金入り)のみ)		4/12	公開		市街地整備課
38	4/11	申出	・昭和52～56年度のアカウミガメ調査報告書の全ページ ・昭和57～平成8年度のアカウミガメ調査報告書の卵盗掘に関する記載部分		4/27	公開		文化財課
39	4/11	請求	市営住宅池内団地143棟外電気幹線改修工事 金入設計書		4/18	公開		住宅課
40	4/11	請求	平成28年3月31日現在、〇〇〇株式会社で自動販売機として取得している許可のうち次の項目 ・屋号 ・営業所在地 ・営業許可番号 ・自販機コード ・形態		4/22	公開		保健衛生課
41	4/11	申出	2013年に開催のあった自転車利用環境向上会議における会議の配付資料(あれば電磁的記録を希望)		4/14	公開		都市計画課
42	4/11	請求	平成28年4月11日現在で宮崎市内の喫茶店営業(自販機)を取得している屋号、営業所在地		4/25	公開		保健衛生課
43	4/12	請求	宮崎市立共同利用施設田吉センター外壁改修工事 金入設計書		4/21	公開		環境保全課
44	4/12	請求	宮崎市立本郷中学校北校舎外壁改修工事 金入設計書		4/18	公開		学校施設課
45	4/12	申出	建築計画概要書 平成28年1月1日～直近のものまで		4/21	公開		建築指導課
46	4/12	申出	建築計画概要書 ERI 第16007861号 平成28年3月24日付 宮崎市 第478号 平成28年3月30日付		4/21	公開		建築指導課
47	4/13	請求	宮崎市内における食品衛生法に基づく「清涼飲料水製造業」許可取得施設の営業所住所・氏名、営業所所在地・屋号・電話番号		4/27	公開		保健衛生課
48	4/14	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(20工区)但し舗装工 金入設計書 H28年3月25日入札		4/18	公開		土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
49	4/14	請求	中村雨水幹線布設工事(5工区) 金入実施設計書(第2回変更)		4/26	公開		区画整理課
50	4/14	請求	公立大学法人宮崎公立大学発注 宮崎公立大学植 裁管理業務委託 金入設計書 平成28年3月7日入札		4/26	部分公開	第7条第6号	宮崎公立大学 企画総務課
51	4/15	請求	「平成30基準年度固定資産評価替え業務委託」に 関する委託業者決定に至る全書類の交付		4/15	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	資産税課
52	4/15	請求	・昭通線(小戸之橋)工所用仮橋設置工事(右岸 上部工) 金入設計書		4/15	公開		市街地整備課
53	4/15	請求	・昭通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工1工区) 金入設計書		4/15	公開		市街地整備課
54	4/15	請求	清武汚水幹線(27-10工区)外下水道管布設工事 金入設計書(当初設計書)		4/22	公開		下水道整備課
55	4/15	請求	2015年1月から12月までの期間、弁護士及び政治家 らが同行して生活保護を受理した文書全て(面接記 録簿)		6/7	部分公開	第7条第2号	社会福祉課
56	4/18	請求	〇〇〇自治会の平成23年~平成26年度までの決算 報告書及び活動報告書(自治会補助金に係る実績報 告書の添付書類)		4/22	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
57	4/18	請求	・平成28年度大島通線外28線街路樹維持管理業務委 託 ・平成28年度小松台南27号線外17線草刈り業務委 託 金入設計書		4/25	部分公開	第7条第6号	道路維持課
58	4/18	請求	・平成28年度錦町通線外4線草は名植栽管理業務委 託 金入設計書		4/25	部分公開	第7条第6号	景観課
59	4/19	請求	南部地区道路維持工事(浚渫)(単価契約)の単価記 載済み実施設計書(平成27年度分)		4/28	公開		道路維持課
60	4/19	申出	昭和62年4月27日指令8001-1、2で開発許可された 区域内の土地(大字赤江〇〇〇)の協議がわかる資 料		4/22	部分公開	第7条第3号	開発指導課
61	4/19	申出	「宮崎市上下水道局料金センター業務委託」のプ ロポーザル方式の入札について作成された文書の 直近2回分 ・参加業者一覧等の全参加者がわかるもの ・質問書・回答書 ・入札結果(落札業者、参加業者、入札金額、評価 項目別の採点がわかる総括表等の全ての参加者の もの) ・参加者の業務提案書		6/2	公開		料金課
62	4/19	請求	公設合併処理浄化槽設置工事設計書一式及び図面 ・26-3005 ・27-3004 ・27-3005 ・27-3007 ・27-3009		5/10	公開		廃棄物対策課
63	4/22	請求	(平成28年3月17日開札) ・一ツ葉通線外4線草花植栽管理業務委託 ・宮崎駅東通線外2線草花植栽管理業務委託 ・橋公園花壇(橋通東1丁目)外2箇所草花植栽管理 業務委託 ・青島停車場外3箇所草花植栽管理業務委託 金入設計書		4/26	部分公開	第7条第6号	景観課
64	4/22	請求	(平成28年3月9日開札) ・大島通線外28線街路樹維持管理業務委託 ・生目的野線外17線草刈り業務委託 ・小松台南27号線外17線草刈り業務委託 ・下北方橋線外24線草刈り業務委託 金入設計書		4/27	部分公開	第7条第6号	道路維持課
65	4/22	請求	(平成28年3月15日開札) ・大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) ・都市公園等管理業務委託(天神山公園) ・大淀川市民緑地管理業務委託(水辺の樂校) 金入設計書		4/27	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
66	4/22	請求	・〇〇自治会の規約、規則、定款など		4/28	非公開	不存在	地域コミュニティ課
67	4/22	請求	・宮崎市自治会連合会の規約等		4/28	公開		地域コミュニティ課
68	4/22	申出	・過去10年間の飲食店営業許可施設数推移 ・過去10年間の年毎の飲食店営業の新規営業許可 件数と具体的店舗名と住所		5/6	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
69	4/25	請求	(平成28年4月19日入札の開札調書) ・平成28年度産業廃棄物最終処分場浸透水等分析測定業務 ・平成28年度萩の台汚水処理業環境化学分析測定業務 ・平成28年度たらのき台汚水処理場環境化学分析測定業務 ・平成28年度衛生処理センター環境科学分析測定業務 ・平成28年度佐土原クリーンパーク環境化学分析測定業務 ・平成28年度田野町最終処分場環境化学分析測定業務 ・平成28年度田野町後山不燃物投棄場環境化学分析測定業務 ・平成28年度高岡町最終処分場環境化学分析測定業務 ・平成28年度清武町最終処分場及び清武町横狩倉不燃物投棄場環境化学分析測定業務		5/6	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
70	4/25	請求	(平成28年4月18日入札の開札調書) ・平成28年度宮崎処理場水質分析等業務委託 ・平成28年度大淀処理場水質分析等業務委託 ・平成28年度木花処理場水質分析等業務委託 ・平成28年度青島浄化センター水質分析等業務委託 ・平成28年度佐土原浄化センター水質分析等業務委託 ・平成28年度田野浄化センター水質分析等業務委託		5/2	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
71	4/25	請求	(平成28年4月7日入札の開札調書) ・簡易水道・飲料水供給施設水質検査業務委託 ・上水・農業水質検査業務委託		5/6	部分公開	第7条第6号	浄水課
72	4/25	請求	(平成28年4月18日入札の開札調書) ・水浴場水質検査の4/13見合わせの見積調書 ・平成28年度公共用水域水質測定業務の4/13入札の開札調書 ・有害大気汚染物質モニタリング業務委託の4/15入札の開札調書		5/10	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	環境保全課
73	4/26	申出	建築計画概要書 宮崎市 第2号 平成28年4月4日付		5/6	公開		建築指導課
74	4/26	申出	建築計画概要書 平成28年1月1日～直近のものまで		5/6	公開		建築指導課
75	4/27	請求	御崎柳ヶ谷線舗装打換工事 金入設計書		5/10	公開		建設課
76	4/27	請求	見ノ崎谷ノ口線道路改良工事(その1) 金入設計書		5/10	公開		建設課
77	4/27	申出	建築計画概要書 平成28年1月1日～平成28年3月31日に確認されたもの		5/6	公開		建築指導課
78	4/28	請求	2012年4月から2016年4月までの期間における ・警察から福祉事務所へ、警官OB等が配置される経過について理解できる文書 ・福祉事務所での職務名について理解できる文書		5/12	公開		社会福祉課
79	4/28	請求	2012年4月から2016年4月までの期間における ・名前・年齢・警察での最終職務名について理解できる文書		5/12	非公開	第7条第2号	社会福祉課
80	4/28	請求	平成28年4月18日付個人情報部分開示決定書における「請求人の評価等に関する個人情報であって、開示することにより、関係者間の信頼関係を損なうなど、生活保護業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められる」の具体例が記載されている文書		5/12	非公開	不存在	社会福祉課
81	5/2	請求	宮崎駅東通線(28-1工区)下水道管布設工事 金入設計書		5/12	公開		下水道整備課
82	5/2	申出	平成28年4月1日～4月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		5/12	公開		保健衛生課
83	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		5/25	部分公開	第7条第2号	秘書課
84	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		5/25	部分公開	第7条第2号	人事課
85	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		5/24	部分公開	第7条第2号	国保年金課
86	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		5/25	部分公開	第7条第2号	国保収納課
87	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		6/2	部分公開	第7条第2号	環境業務課
88	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		6/2	部分公開	第7条第2号	廃棄物対策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
89	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		6/1	部分公開	第7条第2号	文化スポーツ課
90	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		6/3	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	介護保険課
91	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		6/2	部分公開	第7条第2号	用地管理課
92	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		5/26	部分公開	第7条第2号	道路維持課
93	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		6/1	部分公開	第7条第2号	区画整理課
94	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		6/2	部分公開	第7条第2号	建築指導課
95	5/2	請求	市民からの苦情により市職員が長時間対応した時の対応した記録がわかる書類		6/2	部分公開	第7条第2号	田野・農林水産課
96	5/2	請求	平成28年3月～4月末までの飲食店営業許可(新規)分の屋号、店住所、申請者名、法人の申請者の住所・電話番号(移動・短期などを除く。)		5/13	公開		保健衛生課
97	5/6	申出	平成28年4月1日から平成28年4月30日までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号(携帯番号は除く)・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業などを除く)		5/12	公開		保健衛生課
98	5/6	請求	宮崎市立小戸小学校屋内運動場屋根防水改修工事の単価入り設計書 平成28年4月22日入札		5/12	公開		学校施設課
99	5/9	請求	・平成27年度ミニポートピア宮崎場外舟券売上状況一覧 ・平成23年度～27年度競輪場外券券売場「サテライト宮崎」の売上状況一覧 ・宮崎駅前地区自治会・商店街振興組合との「宮崎駅前地区活性化協議会」補助金申請書類及び交付に関する書類一式(平成27年度)		5/13	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	地域コミュニティ課
100	5/9	請求	平成27年6月10日開催の「ミニポートピア宮崎に関する芦屋町・宮崎市・宮崎駅前地区自治会」との協議出席者及び議事録一式		5/13	部分公開	第7条第2号	企画政策課
101	5/9	請求	清武汚水準幹線(27-10工区)外下水道管布設工事金入設計書		5/16	公開		下水道整備課
102	5/9	申出	宮崎市内で平成28年3月1日～4月30日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ※移動、臨時、自動販売機等は除く ※屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		5/12	公開		保健衛生課
103	5/9	請求	環境整備協力取扱要綱		5/13	公開		企画政策課
104	5/10	請求	・平成28年度工番(浄簡委)第1号 水質検査業務委託(簡易水道・飲料水供給施設)の金入設計書 ・平成28年度工番(浄委)第13号 水質検査業務委託(上水・農薬類)の金入設計書		5/19	部分公開	第7条第6号	浄水課
105	5/10	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		5/20	公開		建築指導課
106	5/10	申出	建築計画概要書 ERI 第16010007号 平成28年4月5日付 宮崎市 第23号 平成28年4月20日付		5/20	公開		建築指導課
107	5/11	請求	・大塚柏原線道路改良工事(1工区)(平成28年2月25日入札) ・祝田芳士線道路改良工事(平成28年2月25日入札) ・立和6号線道路改良工事(平成28年2月25日入札) ・準用河川産母川河床浚渫工事(平成28年2月23日入札) ・柏田久保線道路改良工事(1工区)(平成28年1月27日入札) ・垂門久保線道路改良工事(11工区)(平成28年1月21日入札) ・花ヶ島山崎線道路改良工事(19工区)(平成28年1月21日入札) ・大島雁ヶ音線道路改良工事(平成28年1月20日入札) ・垂門久保線道路改良工事(10工区)(平成27年10月21日入札) ・次郎ヶ別府広原線道路改良工事(7工区)(平成27年10月21日入札) 実施設計書		5/16	公開		土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
108	5/11	請求	平成27年度 ・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工1工区) ・昭通通線(小戸之橋)工用仮棧橋設置工事(右岸下部工) ・昭通通線(小戸之橋)工用仮棧橋設置工事(右岸上部工) 当初金入設計書		5/12	公開		市街地整備課
109	5/11	請求	平成27年度 ・花ヶ島山崎線道路改良工事(17工区)但し橋梁上部工 当初金入設計書		5/16	公開		土木課
110	5/11	申出	建築計画概要書(平成27年10月1日~平成28年3月31日に確認されたもの)		5/12	公開		建築指導課
111	5/12	申出	平成28年1月1日から4月30日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付付日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		5/19	公開		区画整理課
112	5/12	申出	平成28年2月1日から平成28年4月30日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている思慮湯、及び該当の住居表示台帳		5/19	部分公開	第7条第2号	区画整理課
113	5/12	請求	佐土原町一般廃棄物埋立処理場再構築工事(1工区)但し酸化回転円板更新工(平成28年4月26日乳入札)金入設計書		5/19	公開		廃棄物対策課
114	5/12	請求	・南原通線道路改良工事(12工区) ・吉村通線(曾師工区)道路改良工事(8工区) ・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(築島工) 金入設計書		5/12	公開		市街地整備課
115	5/12	請求	・柏田久保通線道路改良工事(2工区) ・島山3号線道路改良工事 ・下北方戸林4号通線道路改良工事 ・楠ヶ別府内ノ丸排水路整備工事 金入設計書		5/16	公開		土木課
116	5/12	請求	宮崎市フェニックス自然動物園北側道路付替工事(1工区)金入設計書		5/16	公開		公園緑地課
117	5/12	請求	・東部第二土地区画整理事業6-19号線外2線道路築造及び6号水路工事 ・東部第二土地区画整理事業今村通線外5線道路築造及び9号水路整備工事 ・東部第二土地区画整理事業今村通線外5線道路築造及び整地工事 金入設計書		5/24	公開		区画整理課
118	5/12	請求	萩の台浸出水処理施設改修工事(1工区)但し放流管布設工 金入設計書		5/16	公開		廃棄物対策課
119	5/12	請求	平成27年度口蹄疫埋却地再生活用対策事業宮崎地区1工区 金入設計書		5/24	公開		佐土原・農林水産課
120	5/12	請求	月見ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事 金入設計書		5/23	公開		道路維持課
121	5/13	請求	見ノ崎谷ノ口線道路改良工事(その1) 金入設計書		5/17	公開		市街地整備課
122	5/13	請求	昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(築島撤去工) 金入設計書		5/20	公開		清武・建設課
123	5/16	請求	・富吉浄水場中央監視制御設備更新工事 ・富吉浄水場非常用自家発電設備更新工事 ・富吉浄水場受変電設備及び運転操作設備更新工事 金入設計書		5/25	公開		浄水課
124	5/16	請求	4月26日見積合わせの見積調書 平成28年度宮崎地区農業集落排水施設水質等分析測定業務		5/30	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
125	5/16	請求	準用河川産母川河川改修工事(但し樋管工その1) 金入設計書		5/16	公開		土木課
126	5/16	請求	宮崎市内平成28年3月16日から平成28年3月31日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		5/27	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
127	5/16	請求	宮崎市内平成28年4月1日から平成28年4月30日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		5/27	公開		保健衛生課
128	5/16	請求	宮崎市内平成28年5月1日から平成28年5月16日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		5/27	公開		保健衛生課
129	5/17	請求	平成28年度宝塔山公園管理業務委託 金入設計書		5/27	部分公開	第7条第6号	佐土原・建設課
130	5/17	請求	平成27年度東部3号街区公園整備工事 金入設計書		5/18	公開		公園緑地課
131	5/17	請求	平成27年度都市公園等管理業務委託(二葉街区公園外) 金入設計書		5/23	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
132	5/17	請求	松小路土地区画整理事業大炊田久峰通線道路改良 工事及び整理工事 金入設計書		5/27	公開		区画整理課
133	5/18	請求	公設合併処理浄化槽設置工事設計書一式及び図面 ・24-1024 ・24-2025 ・25-4009 ・26-2014 ・26-3001 ・27-2007 ・27-2011		6/1	公開		廃棄物対策課
134	5/18	申出	食肉製品製造業の屋号、所在地、電話番号(携帯除く)		5/25	公開		保健衛生課
135	5/18	請求	大気汚染防止法に基づくボイラーの一覧		5/20	公開		環境保全課
136	5/19	請求	宮崎市青島地域複合型防災施設新築工事のうち建築 主体工事 金入設計書		5/24	公開		管財課
137	5/19	請求	本野原遺跡保存整備工事(2工区造成工事) 金入設計書		5/24	公開		文化財課
138	5/20	請求	宮崎市佐土原学校給食センター排水処理施設減速 機取替工事(H28.5.18入札) 金入設計書		5/31	公開		保健給食課
139	5/23	請求	・東春田自治公民館の建設費補助申請書一式 ・東春田自治会の防犯灯補助金申請書一式 ・東春田自治会の規約		6/3	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	地域コミュニティ課
140	5/23	請求	吉村通線(管師工区)道路改良工事(11工区) 金入実施設計書(当初)		5/24	公開		市街地整備課
141	5/24	申出	建築計画概要書 BLEJ-F16-10-0564号 平成28年4月19日付		6/3	公開		建築指導課
142	5/24	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		6/3	公開		建築指導課
143	5/25	申出	宮崎市内における大気汚染防止法ばい煙発生施設一 覧(工場・事業所の名称、工場・事業所の所在地、 ばい煙発生施設の種類、使用燃料、燃料使用量)		5/31	公開		環境保全課
144	5/25	請求	平成28年度大塚下川原線外10線草刈業務委託		6/1	部分公開	第7条第6号	道路維持課
145	5/25	請求	平成28年度都市公園等管理業務委託(大塚台公園 外)		6/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
146	5/25	請求	平成28年度宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委 託		6/3	部分公開	第7条第6号	生涯学習課
147	5/26	請求	平成28年度北部地区道路舗装維持修繕工事(単価契 約) 金入設計書		6/7	公開		道路維持課
148	5/26	請求	見ノ崎谷ノ口線道路改良工事(その1) 金入設計書		5/31	公開		清武・建設課
149	5/26	請求	加納公園整備工事(2工区排水工) 金入設計書		5/31	公開		公園緑地課
150	5/26	請求	木原汚水準幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 金入設計書		5/30	公開		下水道整備課
151	5/26	申出	平成28年度市広報みやざき及び宮崎市ホームペ ージ広告掲載における全応札企業と応札金額のわか るもの。		6/1	部分公開	第7条第6号	秘書課
152	5/26	申出	宮崎県内(宮崎市、それ以外)の歯科技工所の直近 リスト(名称、場所、代表者、電話番号、開設年)		6/7	公開		保健医療課
153	5/27	請求	イオン宮崎店において取得している許可登録施設 (平成28年5月27日現在)台帳番号、有効期間、営業 者住所氏名、営業所所在地、屋号、内容		6/9	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
154	5/30	申出	平成28年第1回定例会における議案第37号「市道路線の廃止について」、第38号「市道路線の認定について」にかかる資料 ・認定/変更/廃止、区域決定/区域変更、供用開始の告示文書 ・位置図、平面図(縮尺1/500~1/1000の道路形状がわかるもの)		6/9	公開		道路維持課
155	5/30	請求	・木原汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(28-2工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/1	公開		下水道整備課
156	5/30	請求	高岡汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/1	公開		下水道整備課
157	5/31	請求	宮崎市清武総合支所トイレ改修工事のうち機械設備工事 金入設計書		6/6	公開		管財課
158	5/31	請求	平成27年度4月~3月分 政務活動費収支報告書及び添付書類全会派分		6/10	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	議会・総務課
159	6/1	請求	木原汚水幹線(27-5工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/7	公開		下水道整備課
160	6/2	請求	加納公園整備工事のうち外灯設置工事 金入設計書		6/7	公開		公園緑地課
161	6/2	請求	高岡汚水幹線(28-2工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/7	公開		下水道整備課
162	6/2	請求	2013年4月から2016年3月までの社会福祉課〇〇さん、〇〇さん、現福祉事務所長の出張費(日帰りを含む)及び交通費、飲食代、入場代(もし美術館鑑賞及び温泉等があればそれも)の費用が理解できる文書及び領収書のコピー		6/15	公開		社会福祉課
163	6/2	請求	2013年4月から2016年3月までの社会福祉課〇〇さん、〇〇さん、現福祉事務所長の出張費(日帰りを含む)及び交通費、飲食代、入場代(もし美術館鑑賞及び温泉等があればそれも)の費用が理解できる文書及び領収書のコピー		6/15	公開		出納室
164	6/2	請求	2013年4月から2016年3月までの社会福祉課〇〇さん、〇〇さん、現福祉事務所長の出張費(日帰りを含む)及び交通費、飲食代、入場代(もし美術館鑑賞及び温泉等があればそれも)の費用が理解できる文書及び領収書のコピー		6/15	部分公開	第7条第6号	秘書課
165	6/2	請求	2013年4月から2016年3月までの社会福祉課〇〇さん、〇〇さん、現福祉事務所長の出張費(日帰りを含む)及び交通費、飲食代、入場代(もし美術館鑑賞及び温泉等があればそれも)の費用が理解できる文書及び領収書のコピー		6/15	部分公開	第7条第2号	人事課
166	6/2	請求	2013年4月から2016年3月までの社会福祉課〇〇さん、〇〇さん、現福祉事務所長の出張費(日帰りを含む)及び交通費、飲食代、入場代(もし美術館鑑賞及び温泉等があればそれも)の費用が理解できる文書及び領収書のコピー		6/15	公開		福祉総務課
167	6/3	請求	清武汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/14	公開		下水道整備課
168	6/3	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(平成28年4月1日~平成28年5月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店などを除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号(携帯番号除く)、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		6/13	公開		保健衛生課
169	6/3	申出	平成28年5月1日~5月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表(管轄エリア全て) ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		6/14	公開		保健衛生課
170	6/3	申出	宮崎市内で平成28年5月1日~5月31日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ※移動、臨時、自動販売機等は除く ※屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		6/13	公開		保健衛生課
171	6/6	申出	平成28年5月1日から平成28年5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		6/13	公開		保健衛生課
172	6/6	請求	生目の杜運動公園アイビースタジアムスピードガンシステム更新工事 金入設計書		6/17	公開		文化スポーツ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
173	6/7	申出	建築計画概要書 建築確認申請許可書の内容(宮崎市花ヶ島町△△△ □□□)		6/8	公開		建築指導課
174	6/7	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		6/20	公開		建築指導課
175	6/7	申出	建築計画概要書 ER1 第16007768号 平成28年5月9日付		6/20	公開		建築指導課
176	6/8	請求	宮崎市廃棄物対策課生活排水係発注で、株式会社 ○○○が随意契約を行った平成28年度公設合併処 理浄化槽設置工事 金入設計書		6/14	公開		廃棄物対策課
177	6/8	申出	宮崎市保健所に提出された営業許可申請書(営業所 名称：○○○、営業所住所：宮崎市橘通西△△ △、営業者名称：□□(旧姓 ××)		6/15	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
178	6/9	請求	平成□年□月□日に株式会社○○○の運営する△ △△に入った指導内容の調書もしくはそれを記録 あるいは書き留めたもの		6/16	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	長寿支援課
179	6/9	請求	清武汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/14	公開		下水道整備課
180	6/9	請求	清武汚水幹線(28-2工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/14	公開		下水道整備課
181	6/10	請求	・橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託 ・清武通線外3線草花植栽管理業務委託 金入設計書(28年度分)		6/15	部分公開	第7条第6号	景観課
182	6/10	請求	生目古墳群史跡公園管理業務委託 金入設計書(28年度分)		6/16	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
183	6/10	請求	・大塚台1号線外39線街路樹維持管理業務委託 ・大塚台4号線外10線草刈り業務委託 金入設計書(28年度分)		6/21	部分公開	第7条第6号	道路維持課
184	6/10	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務 委託 金入設計書(28年度分)		6/13	部分公開	第7条第6号	浄水課
185	6/10	請求	・大淀処理場外造園管理業務委託 ・宮崎処理場外造園管理業務委託 金入設計書(28年度分)		6/20	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
186	6/13	請求	宮崎市保健所・中央保健センター外部改修工事(第 1期工事) 金入設計書		6/14	公開		保健医療課
187	6/13	請求	2016年5月31日付で発表されている宮崎ふるさと愛 寄附金推進事業業務委託に係る公募型プロポーザ ルの審査結果、選定委員氏名、各線定員が採点し た項目ごとの点数、採点集計の内容、優先交渉権 者の提案内容。		6/17	非公開	第7条第3号	納税管理課
188	6/13	請求	2016年5月31日付で発表されている宮崎ふるさと愛 寄附金推進事業業務委託に係る公募型プロポーザ ルの審査結果、選定委員氏名、各線定員が採点し た項目ごとの点数、採点集計の内容、優先交渉権 者の提案内容。		6/17	部分公開	第7条第3号	納税管理課
189	6/13	請求	平成18年に宮崎市が宮崎地方法務局より受けた○ ○○に係る地図訂正の修正申出書に対する通知、 地図訂正に際しての同意書、その他関連書類		6/21	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	資産税課
190	6/13	請求	平成18年に宮崎市が宮崎地方法務局より受けた○ ○○に係る地図訂正の修正申出書に対する通知、 地図訂正に際しての同意書、その他関連書類		6/21	部分公開	第7条第2号 第7条第3号 第7条第6号	佐土原・農林水産課
191	6/13	請求	宮崎市大淀小外フェニックス虫害防管理業務委託 (平成28年6月7日入札) 金入設計書		6/17	部分公開	第7条第6号	学校施設課
192	6/14	請求	宮崎市大島町○○○の土地について、宮崎市が購 入された経緯のわかる資料(購入金額及び売却金額 並びに鑑定評価書等、その他、売買契約所(宮崎市 の購入時及び売却時))		6/24	部分公開	第7条第2号 第7条第6号	市街地整備課
193	6/14	請求	木原汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/27	公開		下水道整備課
194	6/15	請求	木原汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/20	公開		下水道整備課
195	6/15	請求	清武汚水幹線(28-2工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/20	公開		下水道整備課
196	6/15	請求	・大淀処理場No.2ガスタンク外装塗装工事 ・宮崎処理場No.2,4初沈改築防食塗装工事 ・宮崎市大淀処理場関連施設外壁改修工事 金入設計書(平成27年度上下水道局管理部発注工 事)		6/22	公開		下水道施設課
197	6/15	請求	・清武町第7配水池塗装工事 ・清武町第2水源施設備塗装工事 金入設計書(平成27年度上下水道局管理部発注工 事)		6/22	公開		営業所工務課
198	6/15	請求	宮崎市営住宅飛江田団地167棟外壁改修工事 金入設計書(平成27年度総務部契約課発注工事)		6/20	公開		住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
199	6/15	請求	宮崎市立古城小学校校舎外壁改修工事 金入設計書(平成27年度総務部契約課発注工事)		6/20	公開		学校施設課
200	6/15	請求	宮崎市第二庁舎旧館部外壁改修工事 金入設計書(平成27年度総務部契約課発注工事)		6/20	公開		管財課
201	6/16	請求	準用河川前溝川河川改修工事(但し橋梁下部工) 金入設計書		6/24	公開		土木課
202	6/17	請求	・吉村通線(管師工区)道路改良工事(11工区) ・昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(築島撤去工) ・宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(4工区) 金入設計書		6/17	公開		市街地整備課
203	6/17	請求	・小松平岩線道路改良工事(6工区) ・準用河川前溝川河川改修工事(但し橋梁下部工) ・準用河川産母川河川改修工事(但し樋管工その1) ・準用河川産母川河川改修工事(但し樋管工その2) 金入設計書		6/22	公開		土木課
204	6/17	請求	(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事のうち 建築主体工事 金入設計書		6/23	公開		保健衛生課
205	6/17	請求	宮崎市保健所・中央保健センター外部改修工事(第 1期工事) 金入設計書		6/20	公開		保健医療課
206	6/17	請求	宮崎市清武総合支所トイレ改修工事のうち建築主 体工事 金入設計書		6/22	公開		管財課
207	6/17	請求	加納公園整備工事(2工区排水工) 金入設計書		6/24	公開		公園緑地課
208	6/17	請求	・見ノ崎谷ノ口線道路改良工事(その1) ・見ノ崎谷ノ口線道路改良工事(その2) 金入設計書		6/24	公開		清武・建設課
209	6/17	請求	東部第二土地区画整理事業神原通線外1線道路築造 及び9号水路工事		6/30	公開		区画整理課
210	6/17	請求	・清武汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(28-4工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(28-2工区)外下水道管布設工事 ・高岡汚水幹線(28-2工区)外下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(28-2工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/21	公開		下水道整備課
211	6/17	請求	・木原汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(28-2工区)外下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/20	公開		下水道整備課
212	6/17	請求	・清武汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(28-2工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/20	公開		下水道整備課
213	6/17	請求	・吉村通線(管師工区)道路改良工事(11工区) ・宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(4工区) 金入設計書		6/20	公開		市街地整備課
214	6/17	請求	・小松平岩線道路改良工事(6工区) ・準用河川前溝川河川改修工事(但し橋梁下部工) ・準用河川産母川河川改修工事(但し樋管工その1) ・準用河川産母川河川改修工事(但し樋管工その2) 金入設計書		6/22	公開		土木課
215	6/17	請求	加納公園整備工事(2工区排水工) 金入設計書		6/24	公開		公園緑地課
216	6/17	請求	・見ノ崎谷ノ口線道路改良工事(その1) ・見ノ崎谷ノ口線道路改良工事(その2) 金入設計書		6/24	公開		清武・建設課
217	6/20	請求	高岡汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/23	公開		下水道整備課
218	6/20	申出	申請日現在、宮崎市で許可を受けている飲食店営 業許可施設の営業所名(屋号)、営業所所在地、営 業所電話番号、業者名、業者住所、業者電 話番号、業種・種目等		7/1	公開		保健衛生課
219	6/21	申出	水質汚濁防止法等に基づく特定事業場等一覧 ・特定事業場の所在地 ・特定事業場の氏名、名称、法印名 ・日平均排水量(50m ³ /日)以上の特定事業場		7/4	公開		環境保全課
220	6/21	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		6/30	公開		建築指導課
221	6/21	申出	建築計画概要書 第80号 平成28年6月8日付		6/30	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
222	6/22	請求	宮崎市が平成25年に試みに計測した〇〇〇の地積に関する資料		6/29	公開		資産税課
223	6/22	請求	平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事 ・ 27-0004 ・ 27-2014 ・ 27-0043 ・ 27-0030 ・ 27-0019 ・ 27-3004 金入り設計書		7/5	公開		廃棄物対策課
224	6/22	請求	清武汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 金入り設計書		6/28	公開		下水道整備課
225	6/22	請求	県道高岡郡司分線配水管布設工事 金入り設計書		6/28	公開		下水道整備課
226	6/23	申出	宮崎市大坪町〇〇にある飲食店(△△△)の営業者氏名		6/29	公開		保健衛生課
227	6/23	請求	・ 雁ヶ峰中尾1号線下水道管布設工事 ・ 清武汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 ・ 高岡汚水幹線(28-1工区)外下水道管布設工事 金入り設計書		6/28	公開		下水道整備課
228	6/23	請求	・ 剣道高岡郡司分線配水管布設工事 金入り設計書		6/28	公開		水道整備課
229	6/23	請求	平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事 ・ 27-0006 ・ 27-0037 ・ 27-0043 ・ 27-0061 ・ 27-2011 ・ 27-3009 金入り設計書		7/5	公開		廃棄物対策課
230	6/24	請求	宮崎市で子宮頸がんワクチンによるものと思われる副作用がでた児童生徒の年齢及び症状の記録文書		7/6	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	健康支援課
231	6/24	請求	〇〇課△△氏が厚労省に出向した目的・意義が理解できる本人及び国又は市が記載した文書(報告書)		7/6	公開		人事課
232	6/27	請求	(平成28年6月1日現在) ・ 薬局の開設許可施設 ・ 薬局製剤製造販売業の許可施設 ・ 医薬品店舗販売業及び特例販売業の許可施設 ・ 毒物劇物一般販売業の登録施設 ・ 高度管理医療機器販売業・貸与業の許可施設		7/7	公開		保健医療課
233	6/27	申出	宮崎みたま園の承継について		6/30	部分公開	第7条第2号	生活安全課
234	6/27	請求	宮崎市大島町〇〇〇周辺の航空写真(平成22年当時、縮尺：700分の1)		7/11	公開		資産税課
235	6/27	申出	建築計画概要書 平成28年1月1日～平成28年6月30日に確認されたもの		7/1	公開		建築指導課
236	6/28	請求	・ 生活再建型滞納整理による納税実績 ・ 生活再建型滞納整理 協力弁護士事務所一覧		7/11	公開		納税管理課
237	6/28	請求	報告事項一切が判明する文書(債権者一覧表)		7/11	部分公開	第7条第2号	納税管理課
238	6/28	請求	法律家報酬額及び実費、依頼を受けてから回収するまでの期間に関する文書		7/11	非公開	不存在	納税管理課
239	7/1	請求	平成28年3月～6月の建物解体情報		7/15	部分公開	第7条第2号	建築指導課
240	7/1	請求	宮崎市内において平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち次の事項 ①営業の区分、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名、⑤営業所の電話番号		7/13	公開		保健衛生課
241	7/1	請求	宮崎市内において平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち次の事項 ①営業の区分、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名、⑤営業所の電話番号		7/13	公開		保健衛生課
242	7/4	申出	平成28年6月1日～6月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表(管轄エリア全て) ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		7/13	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
243	7/4	申出	平成28年6月1日から平成28年6月30日までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		7/4	公開		保健衛生課
244	7/4	請求	平成28年度北部地区道路舗装補修工事(単価契約)金入設計書		7/5	公開		高岡・建設課
245	7/4	申出	平成5年12月24日付け指令286-12-13における開発許可申請のうちB調整池周辺のボーリングデータ		7/19	部分公開	第7条第2号	開発指導課
246	7/4	申出	宮崎市内で平成28年6月1日～6月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ※移動、臨時、自動販売機等は除く ※屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		7/11	公開		保健衛生課
247	7/5	請求	高岡汚水準幹線(28-3工区)外舗装復旧工事金入設計書		7/7	公開		下水道整備課
248	7/5	請求	〇〇(株)に関する市の対応記録(平成27年2月25日以降)		7/15	部分公開	第7条第2号 第7条第3号 第7条第6号	廃棄物対策課
249	7/5	請求	高岡温泉やすらぎの郷の公衆浴場営業許可申請書			取り下げ		保健衛生課
250	7/5	申出	建築計画概要書 ERI 第16020139号 平成28年6月20日付 ERI 第16024546号 平成28年6月20日付		7/19	公開		建築指導課
251	7/5	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		7/19	公開		建築指導課
252	7/6	請求	清武町中継加圧施設外残留塩素計更新工事金入設計書		7/14	公開		営業所工務課
253	7/6	請求	柞木橋配水ポンプ所外電気・機械設備工事金入設計書		7/14	公開		水道整備課
254	7/6	請求	大塚台城ノ下線道路改良工事金入設計書		7/11	公開		土木課
255	7/7	請求	宮崎市の委託業者名は歯周疾患検診事業。 ・宮崎市と受託先の〇〇〇との間に取り交わされている委託契約書の全文。対象として、平成27年度・28年度会計年度及び監査承認手続きを終えている平成22年度～平成26年度。 ・3月市議会に提出される予算書において、この健診事業の予算額の基礎となる仕様計算書及びこの委託事業の健診単価について、この単価を構成する仕様計算書の全容。対象として、①と同様の各会計年度ごと。		7/20	公開		健康支援課
256	7/8	請求	平成28年度国民健康保険における診療報酬明細書点検業務及び柔道整復師療養費支給申請書 ・入札説明書・仕様書 ・入札(見積合せ)参加業者及び各業者の応札金額 ・契約書及び契約金額			取り下げ		国保年金課
257	7/8	請求	・清武汚水準幹線(28-4工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水準幹線(28-5工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水準幹線(28-6工区)外下水道管布設工事金入設計書			取り下げ		下水道整備課
258	7/8	請求	就労継続支援B型「〇〇」の事業計画書		7/22	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	障がい福祉課
259	7/11	請求	・平和が丘4号線配水管布設替工事 ・県道宮崎須木線配水管布設替工事(その1) ・県道城ヶ崎清武線外1線配水管布設替工事(その1)金入設計書		7/21	公開		水道整備課
260	7/11	請求	清武汚水準幹線(28-6工区)外下水道管布設工事金入設計書		7/13	公開		下水道整備課
261	7/11	請求	旭通線配水管布設替工事金入設計書		7/21	公開		下水道整備課
262	7/11	請求	宮崎市内平成28年3月1日から平成28年6月30日までに新規登録と廃止登録を受けた理美容所数。		7/21	公開		保健衛生課
263	7/11	請求	宮崎市内平成28年5月17日から平成28年5月31日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		7/21	非公開	不存在	保健衛生課
264	7/11	請求	宮崎市内平成28年6月1日から平成28年6月30日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		7/21	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
265	7/11	請求	宮崎市内平成28年7月1日から平成28年7月12日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		7/21	公開		保健衛生課
266	7/11	申出	平成28年4月1日から平成28年6月30日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名及び代表者名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日 但し、携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く。		7/21	公開		保健衛生課
267	7/12	請求	7月12日現在、宮崎市内で営業許可を取得している喫茶営業、飲食店営業(自販機)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話除く)、申請者名		7/26	公開		保健衛生課
268	7/13	請求	旅館業法の営業許可ホテル・旅館に関する次の事項 ・営業施設名称 ・営業施設の所在地 ・営業許可主体の名称(会社名) ・営業許可主体の代表者名 ・営業許可主体の住所(会社住所) ・営業許可の日付 ・客室数 ・ホテル・旅館・簡易宿所・下宿の区別		7/21	公開		保健衛生課
269	7/13	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 ・宮崎市昭栄町〇〇〇 △△△ 外6件		7/20	部分公開	第7条第3号	市民税課
270	7/14	請求	現地査定調書 住所：宮崎市吉村町〇〇〇 昭和55年6月26日 境界査定願(字図)位置図		7/19	部分公開	第7条第2号	用地管理課
271	7/14	請求	(平成28年4月28日開札) ・宮崎市生目の杜運動公園植栽管理業務委託 金入設計書		7/21	部分公開	第7条第6号	文化スポーツ課
272	7/14	申出	宮崎市内下記の期間に新規届け出・廃止届け出のあった歯科技工所の名簿一覧 期間：平成27年1月1日～同年12月31日 項目：名称、電話番号、郵便番号を含む所在地、解説者名、開設年月日もしくは廃止年月日		7/20	公開		保健医療課
273	7/14	請求	平成28年4月1日から平成28年6月30日までに飲食店の営業許可を取得した者の、屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人、代表者、営業所電話番号・指令番号、確認年月日。飲食店については、携帯番号、移動・短期営業・自動販売機等を除く。		7/25	公開		保健衛生課
274	7/14	請求	平成28年4月1日から平成28年6月30日までに理美容の営業許可を取得した者の、屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人、代表者、営業所電話番号・指令番号、確認年月日。飲食店については、携帯番号、移動・短期営業・自動販売機等を除く。		7/25	公開		保健衛生課
275	7/15	請求	吉村通線(曾師工区)道路改良工事(6工区) 金入設計書		7/21	公開		市街地整備課
276	7/15	請求	松坂八重線道路改良工事 金入設計書		7/22	公開		田野・建設課
277	7/15	請求	(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事のうち 建築主体工事		7/26	公開		保健衛生課
278	7/15	請求	清武汚水準幹線(28-6工区)外下水道管布設工事		7/19	公開		下水道整備課
279	7/19	申出	平成5年12月24日付け指令286-12-13における開発許可申請のうちB調整池の構造図及び地盤改良資料		7/21	公開		開発指導課
280	7/20	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		8/5	公開		建築指導課
281	7/20	申出	建築計画概要書 H28A-BA_a00080-01号		8/5	公開		建築指導課
282	7/21	請求	西前島雨水管渠整備工事(その5) 金入設計書		7/28	公開		土木課
283	7/21	請求	(仮称)動物愛護センター新築工事のうち給排水衛生設備工事 金入設計書		7/29	公開		保健衛生課
284	7/21	請求	平成28年度工番(更)第19号 県道城ヶ崎清武線配水管布設替工事(その2)		8/2	公開		水道整備課
285	7/21	請求	分流地区管渠改築工事(28-4)の単価記載済み実施設計書		8/3	公開		下水道整備課
286	7/21	請求	・清武汚水準幹線(28-5工区)外下水道管布設工事 金入実施設計書(当初)		8/3	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
287	7/21	請求	・清武汚水幹線(28-4工区)外下水道管布設工事 ・本町通線外配水管布設替工事 金入実施設計書(当初)		7/26	公開		水道整備課
288	7/22	請求	西部出張所改修整備事業消毒室新築工事 金入設計書		8/4	公開		総務課
289	7/22	請求	宮崎市保健所(中央保健センター)外部改修工事(第1期工事) 金入設計書		7/26	公開		保健医療課
290	7/22	請求	宮崎市清武総合支所トイレ改修工事のうち建築主体工事 金入設計書		7/28	公開		管財課
291	7/22	請求	加納公園トイレ新築工事のうち建築主体工事 金入設計書		7/28	公開		公園緑地課
292	7/22	請求	(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事のうち建築主体工事 金入設計書		7/29	公開		保健衛生課
293	7/22	請求	・宮崎東中学校南校舎2階便所改修工事のうち建築主体工事 ・小戸小学校北校舎便所改修工事のうち建築主体工事 金入設計書		7/28	公開		学校施設課
294	7/22	請求	清武汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書		8/1	公開		下水道整備課
295	7/22	請求	富吉浄水場水質監視設備更新工事 金入設計書(図面除く)			取り下げ		浄水課
296	7/22	請求	健康支援課から市内中学校の児童・生徒及び保護者に対して行った子宮頸がんワクチンの周知にかかる文書		8/4	公開		健康支援課
297	7/26	請求	平成25年度から平成27年度の〇〇議員、他5議員の政務活動費(出張費)		8/5	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	総務課
298	7/22	請求	〇〇〇の診療所台帳		8/3	部分公開	第7条第2号	保健医療課
299	7/25	請求	富吉浄水場薬品注入設備更新工事 金入設計書(図面除く)			取り下げ		浄水課
300	7/26	請求	平成26年10月1日施行前の開発審査会付議基準その他及び旧基準5号		8/1	公開		開発指導課
301	7/27	請求	・高岡汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 ・高岡汚水幹線(28-4工区)外下水道管布設工事 ・高岡汚水幹線(28-5工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/28	公開		下水道整備課
302	7/27	請求	清武汚水幹線(28-7工区)外下水道管布設工事 金入設計書		8/10	公開		下水道整備課
303	7/27	請求	低築高所配水池外電気・機械設備更新工事(H28.7.21入札) 金入設計書		8/4	公開		水道整備課
304	7/27	請求	高岡老人福祉館「百寿荘」ボイラー取替工事(H28.7.12入札) 金入設計書		8/1	公開		長寿支援課
305	7/27	請求	清武汚水幹線(28-7工区)下水道管布設工事 金入設計書		8/2	公開		下水道整備課
306	7/27	請求	高岡汚水幹線(28-6工区)外下水道管布設工事の当初金入工事設計書		7/28	公開		下水道整備課
307	7/28	請求	江平小学校受変電設備改修工事 金入設計書		8/3	公開		学校施設課
308	7/28	請求	大宮中学校高圧受変電設備更新工事 金入設計書		8/3	公開		学校施設課
309	7/29	請求	清武汚水幹線(28-7工区)下水道管布設工事 当初金入設計書		8/2	公開		下水道整備課
310	7/29	請求	宮ノ前谷ノ口線道路改良工事 当初金入設計書		8/3	公開		清武・建設課
311	8/1	申出	昭和52年度及び昭和53年度宮崎市営住宅池内団地の全ての棟の建築本体工事の設計図書のうち、建材名の分かる特記仕様書、仕様書、仕上表、建材一覧表、施工業者一覧表のうち、139棟・141棟にかかる全て、また、それ以外の9棟にかかる仕上げ表以外		9/5	非公開	不存在	住宅課
312	8/1	申出	昭和52年度及び昭和53年度宮崎市営住宅池内団地の全ての棟の建築本体工事の設計図書のうち、建材名の分かる特記仕様書、仕様書、仕上表、建材一覧表、施工業者一覧表のうち、139棟・141棟以外の9棟の仕上げ表		9/5	公開		住宅課
313	8/1	申出	宮崎市小戸保育所改修工事(昭和49年11月8日～昭和50年3月28日)の工事についての設計図書のうち、建材名の分かる特記仕様書、仕様書、仕上表、建材一覧表、施工業者一覧表		8/4	公開		子ども課
314	8/1	申出	大淀小学校各校舎-屋内運動場における建設当初の仕上げ-建材名が記載されている図面		8/12	部分公開	第7条第2号	学校施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
315	8/1	申出	市道 小松平岩線(平成29年3月供用予定450m区 間) 市道 富吉跡江線(平成29年3月供用予定940m区 間) 市道 柏田久保線(平成28年9月供用予定505m区 間) 市道 芳士四本松(平成28年8月供用予定1470m区 間)		8/9	公開		土木課
316	8/1	申出	平面図 市道 松坂八重線(平成29年3月供用開始 予定200m区間)		8/5	公開		田野・建設課
317	8/1	請求	「宮崎市宮住宅北原団地290棟新築工事のうち外溝 工事」 金入設計書		8/9	公開		住宅課
318	8/2	請求	富吉浄水場水質監視設備更新工事 金入設計書(図面除く)			取り下げ		浄水課
319	8/2	請求	富吉浄水場薬品注入設備更新工事 金入設計書(図面除く)			取り下げ		浄水課
320	8/2	請求	宮崎市立大宮中学校高圧受変電設備更新工事 金入設計書		8/12	公開		学校施設課
321	8/2	請求	宮崎市立江平小学校受変電設備改修工事 金入設計書		8/12	公開		学校施設課
322	8/2	請求	2016年1月1日～7月31日までに新規で営業許可を取 得した飲食店(自動車、仮設移動、実演販売、自動 販売機、短期営業、臨時営業を除く)、美容院、理 容の利用の以下の項目 店舗名、住所、申請者名、電話番号(店舗、申請 者)(個人申請者と携帯を除く)、許可取得年月日、 内容名称(飲食店のみ)		8/9	公開		保健衛生課
323	8/2	請求	2016年1月1日～7月31日までに新規で営業許可を取 得した飲食店(自動車、仮設移動、実演販売、自動 販売機、短期営業、臨時営業を除く)、美容院、理 容の利用の以下の項目 店舗名、住所、申請者名、電話番号(店舗、申請 者)(個人申請者と携帯を除く)、許可取得年月日、 内容名称(飲食店のみ)		8/9	公開		保健衛生課
324	8/3	申出	宮崎市内で、平成28年7月1日～7月末日までの間に 新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話 番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期 間、業種について		8/9	公開		保健衛生課
325	8/3	請求	・清武汚水幹線(28-4工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(28-5工区)外下水道管布設工事 金入設計書		8/12	公開		下水道整備課
326	8/1	申出	平成28年7月1日から平成28年7月31日までに 新規 で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許 可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業 態・営業所電話番号(携帯番号は除く)・許可年月 日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売 機・露店営業・自動車営業・臨時営業などを除く)		8/9	公開		保健衛生課
327	8/1	申出	平成28年5月1日～5月31日までに新規で営業許可を 取得した美容所の一覧表(管轄エリア全て) ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月 日、開設者名		8/9	公開		保健衛生課
328	8/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地 域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成28年6月1 日～平成28年7月31日の新規営業許可)(自動販売 機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】 屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏 名・初許可年月日・細分業種		8/9	公開		保健衛生課
329	8/4	請求	宮崎市公設地方卸売市場花き棟屋根防水改修工事 金入設計書		8/8	公開		市場課
330	8/4	申出	2016.7.29時点で宮崎市内で旅館業営業許可を受け ている事業者のうち、簡易宿所の営業所名、営業 所所在地、営業所電話番号、営業者(法人の場合は 代表者名も)、許可年月日のわかるもの、また、農 林水産業体験型・イベント型かどうかの有無		8/17	公開		保健衛生課
331	8/4	請求	幼稚園、保育園の園児管理システム導入にかかる 補助金、法案について 宮崎市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要 項		8/12	公開		子ども課
332	8/4	請求	本町通線外配水管布設替工事 金入設計書		8/10	公開		水道整備課
333	8/4	請求	・清武汚水幹線(28-4工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(28-5工区)外下水道管布設工事 金入設計書		8/10	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
334	8/4	申出	平成28年5月1日から平成28年7月31日迄に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、及び該当の住居表示台帳		8/24	部分公開	第7条第2号	区画整理課
335	8/4	請求	準用河川産母川河川改修工事(但し護岸工その2)金入設計書		8/10	公開		土木課
336	8/4	請求	・清武汚水幹線(28-4工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(28-5工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(28-6工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 ・分流地区管渠改築工事(28-4)金入設計書		8/12	公開		下水道整備課
337	8/4	請求	本町通線外配水管布設替工事金入設計書		8/10	公開		水道整備課
338	8/4	請求	中村雨水幹線布設外工事(6工区)東部第二土地区画整理事業稗原通線外4線舗装新設工事金入設計書		8/10	公開		区画整理課
339	8/4	請求	普通河川竹割川河川改修工事(その2)金入設計書		8/10	公開		土木課
340	8/4	請求	宮崎市宮住宅北原団地290棟新築工事のうち外溝工事金入設計書		8/10	公開		住宅課
341	8/4	請求	梅谷仏堂園線舗装内換工事金入設計書		8/16	公開		田野・建設課
342	8/4	請求	中村雨水幹線布設外工事(6工区)金入設計書		8/16	公開		区画整理課
343	8/5	請求	上加納線局部改良工事単価入(金入)設計書		8/16	公開		清武・建設課
344	8/5	請求	富吉浄水場薬品注入設備更新工事金入設計書(図面除く)		8/18	公開		浄水課
345	8/5	請求	富吉浄水場水質監視設備更新工事金入設計書(図面除く)		8/18	公開		浄水課
346	8/5	請求	・DVが人権問題であると言うなら日本国憲法の自由権・参政権・社会権・受益権のどれに該当するのか理解できる文書 ・DVを人権問題と判断した我が国の判決があればその文書		8/17	非公開	不存在	宮崎公立大学企画総務課
347	8/5	請求	宮崎市の広報等と言うところの人権について ・DVが人権問題であると言うなら日本国憲法の自由権・参政権・社会権・受益権のどれに該当するのか理解できる文書 ・DVの人権侵害主体は何か理解できる文書 ・DVを人権問題とした我が国の裁判官が判断した文書 ・DVを人権問題と言うなら国家賠償法の対象となったことの文書		8/17	非公開	不存在	総務法制課
348	8/8	申出	・〇〇先生が宮崎公立大学に採用される過程が理解できる文書 ・〇〇先生が採用時に書いた日本国憲法尊重擁護宣誓書		8/17	非公開	—	宮崎公立大学企画総務課
349	8/8	請求	平成28年度工番(簡)第4号浦之名地区配水管布設替工事(その3)金入設計書		8/16	公開		水道整備課
350	8/8	請求	平成28年度工番(更)第17号 県道城ヶ崎清武線排水管布設替工事(その3)金入設計書		8/16	公開		水道整備課
351	8/8	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		8/17	公開		建築指導課
352	8/8	申出	建築計画概要書 BLJ-F16-10-1058号 平成28年7月21日付		8/17	公開		建築指導課
353	8/8	請求	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に係る「特定建築物」一覧 平成28年8月8日現在の全ての建物 取得希望事項「建物名称」「建物の所在地」「用途」の3項目と「維持管理権限者名」「維持管理権限者の電話番号」がわかれば2項目		8/17	公開		保健衛生課
354	8/9	申出	富吉浄水場薬品注入設備更新工事金入設計書		8/26	公開		浄水課
355	8/10	請求	平野団地線道路維持工事の単価記載済み実施設計書		8/17	公開		清武・建設課
356	8/10	請求	平成25年度以降の宮崎市に在籍した警察退職者の嘱託員の配置先と人数		8/18	公開		人事課
357	8/10	請求	平成28年度北部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4月～9月)平成28年2月24日入札分単価・数量・金入設計書		8/22	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
358	8/10	請求	平成28年度道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約4月～9月)平成28年2月24日入札分 単価・数量・金入設計書		8/18	公開		配水管理課
359	8/15	請求	「社会人実践教養」講座にかかる契約書		8/26	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	宮崎公立大学 企画総務課
360	8/16	請求	・大淀処理場汚泥処理電気計装設備改築工事 ・大淀処理場1系最終沈殿池外電気計装設備改築工事 金入設計書		8/23	公開		下水道施設課
361	8/17	請求	清武汚水幹線(28-5工区)外下水道管布設工事		8/22	公開		下水道整備課
362	8/17	請求	宮崎市立赤江小学校高圧受変電設備改修工事 金入設計書		8/22	公開		学校施設課
363	8/22	請求	平松線道路改良工事 金額・内訳明細入設計書(当初)		8/25	公開		土木課
364	8/23	請求	大淀処理場汚泥処理電気計装設備改築工事 金入設計書		8/31	公開		下水道施設課
365	8/23	申出	建築計画概要書 平成28年1月1日～直近のものまで		9/6	公開		建築指導課
366	8/23	請求	東部第二土地区画整理事業10-5号線外4線 道路築造及び9号水路整備工事 金入工事設計書		8/26	公開		区画整理課
367	8/23	申出	平成28年度版PCB保管届出書		9/8	公開		廃棄物対策課
368	8/24	申出	飲食店営業許可台帳一覧(施設名、所在地、連絡先、申請者名、業種細目)		9/2	公開		保健衛生課
369	8/24	申出	特定給食施設台帳一覧(施設名、所在地、連絡先、申請者名、業種細目)		9/2	公開		健康支援課
370	8/24	請求	宮崎市生目の杜遊古館 植栽管理業務委託(平成28年度) 金入設計書		9/2	部分公開	第7条第6号	文化財課
371	8/24	請求	下江上畑線外21線草刈業務委託(平成28年度) 金入設計書		9/2	部分公開	第7条第6号	文化財課
372	8/24	請求	富吉浄水場水質監視設備更新工事 金入設計書		9/6	公開		浄水課
373	8/24	請求	宮崎処理場計測設備改築工事 金入設計書		9/2	公開		下水道施設課
374	8/24	請求	学園都市配水池防水塗装工事 単価入り設計書		9/2	公開		浄水課
375	8/25	請求	木原汚水幹線(28-7工区)外下水道管布設工事 金入設計書		8/26	公開		下水道整備課
376	8/26	請求	昭和通線(小戸の橋)工事前仮橋設置工事(左岸下部工) 金入設計書(内訳書、明細書、単価表)			取り下げ		市街地整備課
377	8/26	請求	分流地区(28-1)下水道管布設工事 金入設計書(内訳書、明細書、単価表)		9/7	公開		下水道整備課
378	8/26	請求	・宮崎ふるさと納税寄附者集計表 ・昨年度の宮崎市のふるさと納税における経費の報告書		9/8	公開		納税管理課
379	8/29	申出	薬局開設許可証の内容(薬局名称、許可番号、氏名、薬局の所在地、有効期間) 宮崎市内に所在し、8月26日現在のもの		9/1	公開		保健医療課
380	8/29	申出	子宮頸がん予防ワクチン接種についてのお知らせ(対象家庭に配布された個別通知の全て)		9/6	公開		健康支援課
381	8/29	請求	宮崎市内平成28年7月13日から平成28年7月31日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		9/7	公開		保健衛生課
382	8/30	請求	生目の杜運動公園第2野球場スコアボード改修工事 金入設計書		9/1	公開		文化スポーツ課
383	8/31	請求	宮崎市内平成28年8月1日から平成28年8月31日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		9/7	公開		保健衛生課
384	8/31	請求	宮崎市内平成28年7月1日から平成28年8月31日までに新規確認と廃止届を受けた理美容所の月ごとの数。		9/7	公開		保健衛生課
385	8/31	請求	平成28年8月29日現在、宮崎市内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設の一覧。ただし、移動販売・臨時営業・仮設営業・自動販売機等を除く。 項目：屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号(携帯番号を除く)、初期許可年月日 法人の場合はさらに、法人代表者名、申請者電話番号、申請者住所		9/14	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
386	9/1	請求	有限会社〇〇〇について、 (1)産業廃棄物に係る各許可申請に関するすべての書面一式 (2)産業廃棄物に係る各変更許可申請に関するすべての書面一式		9/15	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	廃棄物対策課
387	9/5	申出	平成28年8月1日～8月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ・施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		9/15	公開		保健衛生課
388	9/5	申出	平成28年8月1日～8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表 ・屋号、営業所所在地、申請者氏名、業態、営業所電話番号、許可年月日、許可満了日についての資料一覧(自動販売機、露天営業、自動車営業、臨時営業などを除く)		9/15	公開		保健衛生課
389	9/5	請求	宮崎市〇〇〇の住所表示台帳(マイラ)		9/6	公開		区画整理課
390	9/5	請求	宮崎処理場No.1浄化槽改築防食塗装工事 金額・内訳明細書入設計書(当初)		9/14	公開		下水道施設課
391	9/5	申出	宮崎市内で平成28年3月1日～4月30日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ※移動、臨時、自動販売機等は除く ※屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		9/14	公開		保健衛生課
392	9/6	請求	清武町第2水源取水電動弁2号更新工事		9/13	公開		営業所工務課
393	9/6	請求	下浦下中継ポンプ所改修工事のうち機械設備工事		9/12	公開		営業所工務課
394	9/6	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		9/15	公開		建築指導課
395	9/6	申出	建築計画概要書 宮崎市 第143号 平成28年7月26日付 宮崎市 第187号 平成28年8月19日付 宮崎市 第188号 平成28年8月19日付 第H28SHC-H451027号 平成28年8月9日付		9/15	公開		建築指導課
396	9/6	請求	宮崎市内において平成28年8月1日～9月6日飲食店営業許可新規取得のうち以下の項目 ・屋号、所在地、電話番号、申請者氏名、業種 ※自動車仮設移動短期などによる営業を除く。 ※個人申請者、住所、電話番号、携帯電話番号を除く。		9/14	公開		保健衛生課
397	9/6	請求	・宮崎市同報系防災行政無線デジタル化整備工事(その17) ・宮崎市同報系防災行政無線デジタル化整備工事(その18) 金入設計書		9/9	公開		危機管理課
398	9/7	請求	宮崎市営住宅一の宮団地外壁改修工事 金入設計書		9/14	公開		住宅課
399	9/7	請求	学園都市配水池防水塗装工事 金入設計書		9/15	公開		浄水課
400	9/7	請求	宮崎市公設地方卸売市場花き棟屋根防水改修工事 金入設計書		9/9	公開		市場課
401	9/8	請求	分流地区(28-1)下水道管布設工事 金入設計書		9/14	公開		下水道整備課
402	9/9	請求	清武汚水準幹線(28-4工区)下水道管布設工事 金入設計書		9/15	公開		下水道整備課
403	9/9	請求	生目の杜運動公園アイピースタジアム観覧席一部改修工事 金入設計書		9/14	公開		文化スポーツ課
404	9/9	請求	木花駅東通線道路改良工事(7工区) 金入設計書		9/9	公開		土木課
405	9/9	請求	恒久3の6号線舗装打換工事 金入設計書		9/14	公開		道路維持課
406	9/9	請求	平松二ツ建線舗装打換工事 金入設計書		9/14	公開		佐土原・建設課
407	9/9	請求	昭通通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(左岸下部工) 金入設計書		9/12	公開		市街地整備課
408	9/9	請求	(平成28年9月8日入札の開札調査) ・平成28年度宮崎市自動車騒音常時監視業務委託		9/26	部分公開	第7条第6号	環境保全課
409	9/14	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約10月～3月)(入札日H28.8.18) 金入設計書		9/21	公開		配水管理課
410	9/14	申出	建築計画概要書H10.11.17 No.1261		9/15	公開		建築指導課
411	9/15	請求	昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工3工区) 金入実施設計書		9/27	公開		市街地整備課
412	9/15	請求	・採用時に、職員が提出する日本国憲法尊重擁護義務の宣誓書の保存期間を示す文書		9/27	公開		宮崎公立大学 企画総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
413	9/15	請求	・〇〇先生の宣誓書を毀棄した職員の名前が特定できる文書 ・現在、宣誓書を毀棄している職員の名前が特定できる文書		9/27	非公開	不存在	宮崎公立大学 企画総務課
414	9/16	請求	宮崎市大島町〇〇〇の道路扱い承認申請書にかかる承諾書		9/30	部分公開	第7条第2号	建築指導課
415	9/20	請求	平成28年度工番(簡)第3号 浦之名地区配水管布設 替工事(その1) 金入設計書		9/29	公開		水道整備課
416	9/20	申出	市民活動保険制度についての下記文書 ・上記制度の概要がわかるパンフレット、チラシ等 ・上記制度の実施要綱・災害補償規定等 ・平成28年度契約時の仕様書 ・平成28年度契約時の入れおよび見積り合わせ等の結果 ・平成28年度契約の保険証券および特約・明細書等(保険約款不要) ・平成25、26、27年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)		9/27	部分公開	第7条第3号	地域コミュニティ課
417	9/20	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設の一覧 (2016/3/1~2016/8/31の間に新規で許可を受けた施設全てで、既に廃業している施設、短期および仮設営業施設は除く) <項目> 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種 ※電話番号については、携帯電話番号を除く		10/3	公開		保健衛生課
418	9/20	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日~直近のものまで		10/4	公開		建築指導課
419	9/20	申出	建築計画概要書 宮崎市 第216号 平成28年9月5日付 宮崎市 第225号 平成28年9月12日付		10/4	公開		建築指導課
420	9/23	請求	昭通通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(左岸下部工) 金入設計書(内訳書、明細書、単価表)		9/27	公開		市街地整備課
421	9/23	請求	宮崎市佐土原町地域福祉センター屋上防水工事(工事内訳書一式)		9/28	公開		福祉総務課
422	9/26	請求	政務活動費に関する書類(平成27年度)		10/3	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	議会・総務課
423	9/26	請求	昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工3工区) 金入設計書		9/28	公開		市街地整備課
424	9/26	請求	昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工2工区) 金入設計書		9/28	公開		市街地整備課
425	9/26	請求	昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工1工区) 金入設計書		9/28	公開		市街地整備課
426	9/26	申出	平成28年5月1日から平成28年8月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		9/29	部分公開	第7条第2号	区画整理課
427	9/28	請求	大淀川学習館「里山の楽校」施設復旧工事(公園整備) 金入設計書		10/5	公開		浄水課
428	9/28	請求	加納公園整備工事(1工区張芝工) 金入設計書		10/6	公開		公園緑地課
429	9/28	申出	サービスつき高齢者向け住宅について、運営事業者から提出された事故報告書(2015年1月1日以降)の全て		10/11	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	長寿支援課
430	9/28	申出	・全ての運営事業者から提出された最新の定期報告書(高齢者住まい法に基づくもの) ・運営事業者から提出された事業の廃止届(2011年の制度開始以降)の全て(廃止理由が追記された別文書があればそれも併せて)		10/25	非公開	不存在	住宅課
431	9/28	申出	建築計画概要書「平成28年4月1日~平成28年8月31日」に確認されたもの		9/30	公開		建築指導課
432	9/29	請求	旭通線配水管替工事に関する入札金額、入札内容及び工事内容		10/9	公開		水道整備課
433	9/29	請求	飯田1号マンホールポンプ場機械電気設備工事 金入設計書		10/3	公開		下水道施設課
434	9/29	請求	内海中継ポンプ所受水電動弁更新工事 金入設計書		10/11	公開		配水管理課
435	9/29	請求	清武町第3水源ポンプ更新工事		10/11	公開		営業所工務課
436	9/29	請求	宮崎市上野町〇〇〇に類似する店舗の申請者氏名		10/12	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
437	9/29	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇先生の宮崎公立大学で講義しているもの、例えば①かけがえのない私、大切なあなた-みんなの力で非人間的ないじめ・差別をなくそう ②人権の視点で活力ある職場を-傾聴がつくる豊かな人間関係 ③社会意識としての「部落差別」からの解放を-差別の苦しみを我が痛みとする「優しさ」で部落問題の学び 等が日本国憲法の人権といいたい全体どういう関係があるか説明できる文書 ・人権自由権か？人権参政権か？人権国務請求権か？人権社会権か？日本国憲法第何条に該当するのか？説明できる文書 ・人権侵害主体は何なのか？説明できる文書 ・〇〇先生の人権が、日本国憲法の人権と関係あると証明する文書 ・〇〇先生の宣誓書(採用時のもの) 		10/12	非公開	不存在	宮崎公立大学 企画総務課
438	9/30	請求	清武町一般廃棄物最終処分場築堤整備工事(1工区)当初金入設計書		10/12	公開		廃棄物対策課
439	9/30	請求	佐土原町一般廃棄物埋立処理場再構築工事(2工区)但し水路工 当初金入設計書		10/12	公開		廃棄物対策課
440	9/30	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を含めた3名が宮崎市環境部環境保全課に提出した、平成28年7月20日付の請願書の対象である、宮崎市内下北方町〇〇番地所在の精米施設に関してされた、環境保全課の調査及び指導の結果が記載された公文書 ・上記調査結果に際し、本年8月2日と3日に精米施設の騒音を測定した結果が記載された公文書 ・上記精米施設の事業者が、同施設に関して、宮崎市公害防止条例に従って提出した届出書及び添付書類一式 		10/14	部分公開	第7条第2号 第7条第3号 第7条第4号 第7条第5号	環境保全課
441	10/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成28年8月1日～平成28年9月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		10/11	公開		保健衛生課
442	10/3	請求	平成28年10月3日現在、宮崎市内にて食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設の一覧。ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機等を除く。 (項目)屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号(携帯番号を除く)、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号、申請者住所		10/11	公開		保健衛生課
443	10/3	請求	宮崎市内で平成28年9月1日から平成28年9月30日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		10/7	公開		保健衛生課
444	10/3	請求	宮崎市内平成28年9月1日から平成28年9月30日までに新規確認と廃止届を受けた理美容所の月ごとの数。		10/7	公開		保健衛生課
445	10/3	請求	清武汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書(当初設計書)		10/14	公開		下水道整備課
446	10/3	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(4工区) ・吉村通線(管師工区)道路改良工事(11工区) ・昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工1工区) ・昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工2工区) ・昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工3工区) 金入設計書		10/3	公開		市街地整備課
447	10/3	請求	蓮ヶ池南団地1号線道路維持工事(但し法面工) 金入設計書		10/11	公開		道路維持課
448	10/3	請求	宮崎市内に於いて平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		10/12	公開		保健衛生課
449	10/3	請求	宮崎市内に於いて平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に食品衛生法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		10/12	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
450	10/3	請求	〇〇〇さんの宣誓書		10/12	非公開	不存在	宮崎公立大学 企画総務課
451	10/4	申出	平成28年9月1日～9月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表(管轄エリア全て) ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		10/14	公開		保健衛生課
452	10/4	申出	平成28年1月から平成28年9月までの新規飲食営業許可施設 屋号、営業所の電話番号、営業所所在地、申請者氏名、営業許可年月日、業種細目名(自動販売機は除く)			取り下げ		保健衛生課
453	10/5	請求	28年度公設型浄化槽メーカー・設置工事業者のわかるもの		10/17	公開		廃棄物対策課
454	10/5	申出	平成28年7月1日から平成28年9月30日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名及び代表者名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日 但し、携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く。		10/17	公開		保健衛生課
455	10/6	申出	平成28年9月1日から平成28年9月30日までに 新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号(携帯番号は除く)・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業などを除く)		10/14	公開		保健衛生課
456	10/6	申出	宮崎市内で平成28年9月1日～9月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ※移動、臨時、自動販売機等は除く ※屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		10/19	公開		保健衛生課
457	10/7	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約10月～3月) 金入設計書		10/11	公開		道路維持課
458	10/7	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約10月～3月) 金入設計書		10/17	公開		配水管理課
459	10/11	請求	福祉サービス指定申請書		10/24	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	障がい福祉課
460	10/11	請求	平成23年度分建設企業委員会議事録			取り下げ		議事調査課
461	10/12	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		10/24	公開		建築指導課
462	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/21	部分公開	第7条第6号	赤江地域センター
463	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/19	部分公開	第7条第6号	医療介護連携課
464	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/21	部分公開	第7条第6号	学校施設課
465	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/25	部分公開	第7条第6号	清武・地域総務課
466	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/18	部分公開	第7条第6号	区画整理課
467	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/19	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
468	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/18	部分公開	第7条第6号	市場課
469	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/17	部分公開	第7条第6号	高岡・地域総務課
470	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/21	部分公開	第7条第6号	地域コミュニティ課
471	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/19	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
472	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/20	部分公開	第7条第6号	保健医療課
473	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/21	部分公開	第7条第6号	保健給食課
474	10/13	請求	平成28年度警備業務委託(平成28年2月3日入札分)の入札・開札調書		10/21	部分公開	第7条第6号	管財課
475	10/13	請求	・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工1工区) ・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工2工区) ・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工3工区) 金入り設計書(工事費内訳書)		10/13	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
476	10/14	請求	平成23年度3月16日建設企業委員会議事録		10/14	公開		議会・議事調査課
477	10/14	請求	〇〇地区自治会の告示事項変更届一式(通常総会招集案内、総会資料、総会の議事録、代表者承諾書等)		10/20	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	地域コミュニティ課
478	10/14	請求	・〇〇先生が宮崎公立大学に採用時に書いた日本国憲法尊重擁護宣誓書。 ・〇〇先生が大学に採用された過程が理解できる文書。		10/26	非公開	不存在	宮崎公立大学 企画総務課
479	10/17	請求	昭通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(左岸下部工)(8/26開札)当初設計書(数量・単価・金額入り)		10/17	公開		市街地整備課
480	10/17	申出	宮崎市千草町〇〇〇 □□□の開設者氏名、住所、屋号、営業所在地		10/24	公開		保健衛生課
481	10/17	申出	昭和54年から昭和59年頃の文書 ・清掃業務に関して提出されている〇〇(株)□□の創業者)氏の弁明書、疎明書の自筆部分(宮崎市、高岡町、清武町、田野町) ・(株)□□の定款の自筆箇所		10/28	非公開	不存在	廃棄物対策課
482	10/17	請求	社会福祉法人〇〇〇 役員異動届 28年分		10/21	部分公開	第7条第3号	福祉総務課
483	10/17	請求	・人権CMについて大学が所有しているすべての文書		10/31	非公開	不存在	宮崎公立大学 企画総務課
484	10/17	請求	前学長が辞めざるを得なかった原因となるハラスメントについて学生・先生たちからヒアリングした資料		10/31	非公開	第7条第2号 第7条第6号	宮崎公立大学 企画総務課
485	10/17	請求	・企画総務課職員名簿 ・是正措置報告書		10/31	公開		宮崎公立大学 企画総務課
486	10/18	請求	平成27年10月1日から平成28年10月18日に新規で営業許可を取得した飲食店(常設店のみ)について、法人名又は個人名、代表者名、屋号、電話番号、住所、許可年月日、業種		10/25	公開		保健衛生課
487	10/21	請求	加納公園整備工事(1工区張芝工)金入設計書		10/28	公開		公園緑地課
488	10/21	申出	第一種動物取扱業者登録簿一覧(事業所名、所在地、事業者氏名、責任者氏名、主に取り扱う動物種と数、業種、登録年月日、登録番号)		10/28	公開		保健衛生課
489	10/21	請求	・平成28年度宮崎駅前地区自治会補助金交付決定及び補助金交付申請書一式 ・宮崎駅前地区自治会の平成28年度場外舟券発売条周辺環境整備事業補助金交付決定書及び補助金交付申請書一式 ・平成28年4月から平成28年9月分のミニポートピア宮崎の条外舟券売上状況一覧		11/1	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	地域コミュニティ課
490	10/21	申出	昭和32年から平成5年までの間に新築又は改築された下記建物の設計図書等で、使用された建材の種類の名称が記載されているもの ・小戸保育園 ・中央保育園		10/28	公開		子ども課
491	10/21	申出	昭和32年から平成5年までの間に新築又は改築された下記建物の設計図書等で、使用された建材の種類の名称が記載されているもの ・宮崎市営住宅(宮崎市大塚台) 111棟、113~121棟、124棟~127棟、129棟、131棟の計16棟の仕上表		11/16	公開		住宅課
492	10/21	申出	昭和32年から平成5年までの間に新築又は改築された下記建物の設計図書等で、使用された建材の種類の名称が記載されているもの ・宮崎市営住宅(宮崎市大塚台) 108棟~110棟、112棟、122棟、123棟、128棟、130棟の計8棟		11/16	非公開	不存在	住宅課
493	10/21	申出	昭和32年から平成5年までの間に新築又は改築された下記建物の設計図書等で、使用された建材の種類の名称が記載されているもの ・大淀小学校 ・大淀中学校		11/17	部分公開	第7条第2号	学校施設課
494	10/25	請求	沓掛尾平線仮設道路設置工事金入設計書		11/7	公開		清武・建設課
495	10/25	申出	平成28年4月以降分の地方自治法第260条の規定による告示文 ・土地改良事業に伴う町字区域や名称の変更 ・国土調査事業に伴う町字区域や名称の変更		11/8	公開		高岡・農林水産課
496	10/25	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日~直近のものまで		11/7	公開		建築指導課
497	10/25	申出	建築計画概要書 ERI 第16035982号 平成28年9月21日付 宮崎市 第249号 平成28年10月4日付		11/7	公開		建築指導課
498	10/26	請求	平成27年度宮崎市議会各会派の調査研究により訪問した際のレポート		11/4	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	議会・総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
499	10/26	請求	浦之名地区送配水管布設替工事(但し舗装復旧工)金入設計書		11/7	公開		水道整備課
500	10/28	請求	開札調書 ・宮崎市加納地区交流センター夜間等保安業務委託(平成28年) ・宮崎市大久保学習センター夜間等保安業務委託(平成26年～28年)		11/4	部分公開	第7条第6号	清武・地域総務課
501	10/28	請求	平成28年度公設合併処理浄化槽設置工事(28-0034、28-0037、28-3012)金入設計書		11/9	公開		廃棄物対策課
502	10/28	請求	・昭神通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(左岸下部工) ・昭神通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工3工区) ・昭神通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工2工区) ・昭神通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工1工区)実施設計書		10/28	公開		市街地整備課
503	10/28	請求	・本野原遺跡保存整備工事(3工区植栽工) ・南原2号街区公園整備工事金入設計書		11/8	公開		公園緑地課
504	10/31	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理金入設計書		11/9	部分公開	第7条第6号	浄水課
505	10/31	請求	穆佐城跡立管理工事金入設計書		11/11	公開		文化財課
506	11/1	請求	・旧宮崎市字界図 ・旧清武町字界図 ・旧佐土原町字界図 ・旧田野町字界図 ・旧高岡町字界図 ・上記の大字小字名表又は大字・字一覧表		11/4	公開		区画整理課
507	11/1	請求	旧佐土原町字界図		11/10	公開		都市計画課
508	11/1	請求	・旧宮崎市字界図 ・旧清武町字界図 ・旧高岡町字界図 ・上記の大字小字名表又は大字・字一覧表		11/10	公開		資産税課
509	11/1	請求	旧田野町字界図		11/10	公開		田野・建設課
510	11/1	申出	平成28年10月1日～10月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表(管轄エリア全て) ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		11/9	公開		保健衛生課
511	11/1	請求	平成28年10月4日から平成28年11月1日までの宮崎市内にて食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設の一覧。ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、児童販売機等を除く。 (項目) 屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号(携帯電話除く)、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号、申請者住所		11/9	公開		保健衛生課
512	11/1	請求	・熊本地震応急復旧業務委託設計書(金入設計書)一式 ・公募型プロポーザル方式による宮崎市配水管修繕等業務委託者選定基準内容一式 ※評価基準に基づいて審査された各委員の評価項目ごとの評価、点数、議事録など提案書の内容審査評価が具体的に分かる文書等		11/14	公開		配水管理課
513	11/1	請求	・熊本地震応急復旧業務委託設計書(金入設計書)一式 ・公募型プロポーザル方式による宮崎市配水管修繕等業務委託者選定基準内容一式 ※評価基準に基づいて審査された各委員の評価項目ごとの評価、点数、議事録など提案書の内容審査評価が具体的に分かる文書等		11/14	公開		総務課
514	11/2	請求	南原2号街区公園整備工事金入設計書		11/9	公開		公園緑地課
515	11/2	請求	本野原遺跡保存整備工事(3工区植栽工)金入設計書		11/11	公開		文化財課
516	11/2	請求	宮崎市内平成28年10月1日から平成28年10月31日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		11/15	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
517	11/4	申出	平成28年10月1日から平成28年10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		11/9	公開		保健衛生課
518	11/4	申出	PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出(まとめられている電子データのうち、最新年度分。事業場及び届出者に係る情報並びにPCB廃棄物の種類及び数量が事業所ごとに解るデータ)		11/1	公開		廃棄物対策課
519	11/4	申出	平成28年8月1日から平成28年10月31日迄に付定であった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、及び該当の住居表示台帳		11/11	部分公開	第7条第2号	区画整理課
520	11/7	請求	平成28年度宮崎市中央卸売市場側溝改修工事(その2) 金入設計書		11/7	公開		市場課
521	11/7	請求	木原汚水幹線(28-9工区)下水道管布設工事 金入設計書		11/16	公開		下水道整備課
522	11/7	請求	昭通通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(左岸上部工) 金入設計書		11/11	公開		市街地整備課
523	11/7	申出	宮崎市内で平成28年10月1日～10月31日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ※移動、臨時、自動販売機等は除く ※屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		11/9	公開		保健衛生課
524	11/8	請求	用地管理課立会記録(宮崎市花ヶ島町〇〇〇立会分)		11/14	部分公開	第7条第2号	用地管理課
525	11/8	請求	妻線跡地道路(宮本)改良工事 金入設計書		11/14	公開		佐土原・建設課
526	11/8	申出	宮崎市ばい煙発生施設一覧 ※工場の名称、所在地、施設種別、設置年月日、燃料の種類		11/10	公開		環境保全課
527	11/8	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日から直近のものまで		11/16	公開		建築指導課
528	11/9	請求	清武総合運動公園給水設備改修工事 金入設計書		11/18	公開		文化スポーツ課
529	11/9	請求	・西新町1号マンホールポンプ場機械電気設備工事 ・跡江10号マンホールポンプ場機械電気設備工事 金入設計書		11/16	公開		下水道整備課
530	11/9	請求	梁瀬第1水源地No.3取水ポンプ更新工事 金入設計書		11/16	公開		営業所工務課
531	11/9	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 ・宮崎市吉村町〇〇〇(有)□□□ ・宮崎市吉村町△△△(株)◇◇◇		11/21	部分公開	第7条第3号	市民税課
532	11/10	請求	学園通線外65線街路樹維持管理業務委託(労務単価特例措置により(第1回変更)分) 金入設計書		11/16	部分公開	第7条第6号	道路維持課
533	11/10	請求	下北方松橋線外24線草刈業務委託(労務単価特例措置により(第1回変更)分) 金入設計書		11/16	部分公開	第7条第6号	道路維持課
534	11/11	申出	第一種動物取扱業者登録簿・第二種動物取扱業者届出項目		11/25	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
535	11/11	請求	清武一般廃棄物最終処分場築堤整備工事(1工区) 金入設計書		11/17	公開		廃棄物対策課
536	11/11	請求	西部地区道路舗装維持修繕工事 金入設計書		11/21	公開		道路維持課
537	11/11	請求	・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工3工区) ・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工1工区) 金入設計書		11/17	公開		市街地整備課
538	11/11	請求	宮崎市青島地域複合型防災施設新築工事のうち外溝工事 金入設計書		11/16	公開		管財課
539	11/15	請求	平成28年10月19日以降に新しく営業許可を取得した飲食店(常設店舗) ※屋号、法人名、代表者名、店舗住所、店舗電話番号、法人住所、法人電話番号、営業許可取得日		11/22	公開		保健衛生課
540	11/16	請求	浦之名低地区配水解体及び仮橋撤去工事 金入設計書		11/22	公開		水道整備課
541	11/16	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～平成28年9月30日に確認されたもの		11/17	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
542	11/17	請求	障がい福祉サービス事業所指定時の書類のうちサービスの内容がわかるもの(申請書)7年前、5年前、2年前		12/1	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	障がい福祉課
543	11/17	申出	南原通線道路改良工事(12工区)金入設計書		11/18	公開		市街地整備課
544	11/18	申出	平成23年から平成27年度の日本共産党政務活動費(領収書)		11/28	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	議会・総務課
545	11/21	申出	宮崎市で平成27年11月1日から平成28年11月18日に新規開業した施術所(柔整)、美容所、飲食店			取り下げ		保健衛生課
546	11/21	請求	宮崎市立広瀬中学校北校舎屋上防水改修工事単価入設計書		11/28	公開		学校施設課
547	11/22	請求	・準用河川産母川河川改修工事(但し護岸工その3) ・準用河川前溝川河川改修工事(その1) 金入設計書		11/29	公開		土木課
548	11/22	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		11/30	公開		建築指導課
549	11/25	請求	平成28年資産税課土地係業務委託に係る委託会社の名称、所在地、代表者名、委託契約書		12/6	部分公開	第7条第3号 第7条第6号	資産税課
550	11/28	申出	宮崎市大塚山西〇〇〇 □□□の消防用設備の「点検実施日」「消防局の受付日」「点検設備の名称」「点検結果(要是正指摘の有無)」		12/2	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	南消防署
551	11/28	請求	清武汚水幹線(28-12工区)外下水道管布設工事金入設計書		12/8	公開		下水道整備課
552	11/29	請求	準用河川前溝川河川改修工事(但し橋梁上部工)金入設計書		12/5	公開		土木課
553	11/30	請求	(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事のうち外構工事に関する実施設計書		12/9	公開		保健衛生課
554	12/1	申出	平成28年11月1日～11月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表(管轄エリア全て) ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		12/9	公開		保健衛生課
555	12/1	請求	準用河川前溝川河川改修工事(但し橋梁上部工)金入設計書		12/1	公開		土木課
556	12/1	請求	清武町一般廃棄物最終処分場築堤整備工事(1工区)		12/7	公開		廃棄物対策課
557	12/1	請求	宮崎市内平成28年10月1日から平成28年11月30日までに新規確認と廃止届を受けた理美容所の月ごとの数。		12/6	公開		保健衛生課
558	12/1	請求	宮崎市内平成28年11月1日から平成28年11月30日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		12/6	公開		保健衛生課
559	12/1	請求	平成28年12月1日現在、宮崎市内にて食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設の一覧。ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機等を除く。 (項目)屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号(携帯番号を除く)、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号、申請者住所		12/13	公開		保健衛生課
560	12/2	請求	高岡町一般廃棄物最終処分場側溝新設工事		12/9	公開		廃棄物対策課
561	12/2	請求	準用河川産母川河川改修工事(但し護岸工その3)金入設計書		12/2	公開		土木課
562	12/2	請求	食鳥処理場一覧(宮崎市内、平成28年12月12日現在) ※項目、屋号、営業所所在地、電話番号(携帯電話除く)		12/13	公開		保健衛生課
563	12/2	請求	宮崎市保健所・中央保健センター外部改修工事(第1期工事)(変更設計)金入設計書		12/7	公開		保健医療課
564	12/5	請求	法人設立変更等申告書		12/12	部分公開	第7条第3号	市民税課
565	12/5	申出	平成28年11月1日から平成28年11月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		12/9	公開		保健衛生課
566	12/5	申出	大気汚染防止法における「ばい煙発生施設設置届出書」中の事業所名、事業所の住所、使用燃料の種類、時間当たりの使用燃料数量、施設の種類、設置年月日		12/7	公開		環境保全課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
567	12/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成28年10月1日～平成28年11月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		12/9	公開		保健衛生課
568	12/5	申出	平成28年度自動車騒音常時監視業務入札結果		12/8	部分公開	第7条第6号	保健衛生課
569	12/5	申出	宮崎市内で平成28年11月1日～11月30日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ※移動、臨時、自動販売機等は除く ※屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		12/16	公開		保健衛生課
570	12/6	請求	津波避難施設整備工事(青島18工区) 金入設計書		12/9	公開		危機管理課
571	12/7	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		12/13	公開		建築指導課
572	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成24年分、平成27年分)		12/19	部分公開	第7条第2号	資産税課
573	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成21年分)		12/19	非公開	不存在	資産税課
574	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成24年分、平成27年分)		12/19	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	資産税課
575	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成21年分)		12/19	非公開	不存在	資産税課
576	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成24年分、平成27年分)		12/19	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	資産税課
577	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成21年分)		12/19	非公開	不存在	資産税課
578	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成24年分、平成27年分)		12/19	部分公開	第7条第2号	資産税課
579	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成21年分)		12/19	非公開	不存在	資産税課
580	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成24年分、平成27年分)		12/19	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	資産税課
581	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成21年分)		12/19	非公開	不存在	資産税課
582	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成24年分、平成27年分)		12/19	部分公開	第7条第2号	資産税課
583	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成21年分)		12/19	非公開	不存在	資産税課
584	12/9	請求	・〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成24年分、平成27年分) ・□□□に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成24年分、平成27年分)		12/19	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	資産税課
585	12/9	請求	・〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成21年分) ・□□□に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成21年分)		12/19	非公開	不存在	資産税課
586	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成24年分、平成27年分)		12/19	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	資産税課
587	12/9	請求	〇〇〇に係る雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書の写し(平成21年分)		12/19	非公開	不存在	資産税課
588	12/9	請求	吉村通線(曾師工区)道路改良工事(11工区) 金入実施設計書(第1回変更)		12/12	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
589	12/15	請求	宮崎市内において平成28年10月1日から平成28年11月30日までに飲食店営業許可を新規取得した者のうち以下の項目 ※屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名または法人名・代表者氏名・申請者電話番号・許可開始年月日・内容名称 ただし、個人申請者住所、電話番号、携帯電話番号、自動車、仮設移動、実演販売、自動販売機、短期、臨時での営業を除く。		12/26	公開		保健衛生課
590	12/15	申出	請求日現在における宮崎市高松町〇〇〇所在の「□□□」にかかる同業者の営業許可申請書、営業許可台帳及び営業許可申請に対し保健所がなした営業許可の許可証等の文書及び過去分を含めた全ての文書		12/28	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	保健衛生課
591	12/19	請求	宮崎市公設浄化槽整備推進事業を実施するPFI事業者の選定経緯 全選定委員の応募グループ3社ごとの定性的評価及び定量的評価		12/26	公開		廃棄物対策課
592	12/19	請求	平成28年度郡司分1期地区農地耕作改善事業排水路整備工事 金入設計書		12/21	公開		農村整備課
593	12/20	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		12/27	公開		建築指導課
594	12/20	申出	建築計画概要書 第BVJ-F16-10-2206号 平成28年11月25日付		12/27	公開		建築指導課
595	12/26	請求	平成21年の評価替えにおける宮崎市内の全ゴルフ場の評価の基礎となった資料		1/6	部分公開	第7条第2号	資産税課
596	12/26	請求	宮崎市旭〇〇〇 □□□株式会社にかかる法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書及び保存されているもの		12/28	部分公開	第7条第3号	市民税課
597	12/26	請求	宮崎市吉村町〇〇〇 (有)□□□にかかる法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書及び保存されているもの		12/28	部分公開	第7条第3号	市民税課
598	12/28	請求	宮崎市田野町〇〇〇及び宮崎市田野町□□□の旧家屋台帳		1/10	部分公開	第7条第2号	資産税課
599	12/28	申出	建築計画概要書 ※平成28年10月1日～平成28年12月31日に確認されたもの		1/5	公開		建築指導課
600	12/28	請求	平成28年度宮崎市社会福祉事業団補助金 ・ 予算要求参考資料 ・ 平成28年度当初予算要求書 ・ 平成28年度宮崎市社会福祉事業団事業計画及び予算の承認について ・ 補助金等交付申請書 ・ 支出負担行為書(決裁書類) ・ 補助金等交付決定書	2/10	1/25	部分公開	第7条第3号	福祉総務課
601	12/28	請求	平成28年度宮崎市総合発達支援センター指定管理料 ・ 指定管理料の債務負担行為に係る企画財政部長・財政課長・公共施設経営室長の合議等について(通知) ・ 宮崎市福祉部指定管理者候補者選定委員会資料の変更について(決裁書類、申請要項) ・ 指定管理者指定申請書及び施設の管理に係る収支計画書 ・ 平成27年度12月補正予算要求書(債務負担行為分) ・ 平成28年度当初予算要求書 ・ 執行伺書(決裁書類) ・ 契約締結伺(基本協定書) ・ 年度協定書(決裁書類) ・ 支出負担行為書(決裁書類)	2/10	1/25	部分公開	第7条第3号	障がい福祉課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
602	12/28	請求	<p>①平成28年度北部老人福祉センター及び青少年プラザ指定管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の債務負担行為に係る企画財政部長・財政課長・公共施設経営室長の合議等について(通知) ・指定管理者募集要項及び仕様書等について(決裁書類、該当施設のみ抜粋) ・指定管理者の募集内容等に関する質問書 ・指定管理者の募集内容等に関する回答書 ・指定管理者指定申請書(師弟管理料提案額抜粋) ・平成27年度12月補正予算要求書(債務負担行為分) ・平成28年度当初予算要求書 ・執行伺書(決裁書類) ・契約締結伺(基本協定書) ・契約締結伺(年度協定書) ・支出負担行為書(決裁書類) ・指定管理運営業務の指定管理料について(増額措置依頼) <p>②平成28年度老人福祉センター等指定管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の債務負担行為に係る企画財政部長・財政課長・公共施設経営室長の合議等について(通知) ・指定管理者募集要項及び仕様書等について(決裁書類、該当施設のみ抜粋) ・指定管理者指定申請書(師弟管理料提案額抜粋) ・平成27年度12月補正予算要求書(債務負担行為分) ・平成28年度当初予算要求書 ・執行伺書(決裁書類) ・契約締結伺(基本協定書) ・契約締結伺(年度協定書) ・支出負担行為書(決裁書類) ・指定管理運営業務の指定管理料について(増額措置依頼) 	2/10	1/25	部分公開	第7条第3号	長寿支援課
603	12/28	請求	<p>①平成28年度霧島児童館他14館指定管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の債務負担行為に係る企画財政部長・財政課長・公共施設経営室長の合議等について(通知) ・指定管理者募集要項及び仕様書等について(決裁書類、該当施設のみ抜粋) ・指定管理者指定申請書(師弟管理料提案額抜粋) ・平成27年度12月補正予算要求書(債務負担行為分) ・平成28年度当初予算要求書 ・執行伺書(決裁書類) ・契約締結伺(基本協定書) ・契約締結伺(年度協定書) ・支出負担行為書(決裁書類) ・指定管理運営業務の指定管理料について(増額措置依頼) <p>②平成28年度巡回児童館運営業務委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度当初予算要求書 ・執行伺書(決裁書類) ・契約締結伺 ・支出負担行為書(決裁書類) <p>③平成28年度ハローキッズルーム運営業務委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度当初予算要求書 ・執行伺書(決裁書類) ・契約締結伺 ・支出負担行為書(決裁書類) <p>④平成28年度生き生き地域子育て活動応援事業in霧島児童館他14館業務委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度当初予算要求書 ・執行伺書(決裁書類) ・契約締結伺 	2/10	1/25	部分公開	第7条第3号	子育て支援課
604	12/28	請求	<p>平成28年度宮崎市青少年プラザ指定管理料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為書(決裁書類) 	2/10	1/25	部分公開	第7条第3号	商業労政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
605	12/28	請求	①平成28年度児童クラブ運営業務委託料(住吉児童クラブ他2箇所) ・平成28年度当初予算要求書 ・執行伺書(決裁書類) ・契約締結伺 ・支出負担行為書(決裁書類) ②平成28年度児童クラブ運営業務委託料(住吉児童クラブ他2箇所 障害児童受け入れ分) ・平成28年度当初予算要求書 ・執行伺書(決裁書類) ・契約締結伺 ・支出負担行為書(決裁書類)	2/10	1/25	部分公開	第7条第3号	生涯学習課
606	1/4	請求	平成29年1月4日現在、宮崎市内にて食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設の一覧。ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機等を除く。 (項目)屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号(携帯番号を除く)、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号、申請者住所		1/16	公開		保健衛生課
607	1/5	請求	株式会社〇〇〇が宮崎市〇〇〇他4筆にゴミ処理施設を設置するのに伴い行った生活環境影響調査結果報告書		1/10	公開		廃棄物対策課
608	1/5	請求	宮崎市内において平成28年1月1日～平成29年1月1日までに新規で営業許可を取得した者のデータのうち、内容・名称、営業所屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話除く)、初期許可年月日、許可申請者名 ただし、自動車、仮設移動、実演販売、自動販売機、短期営業、臨時営業を除く		1/16	公開		保健衛生課
609	1/5	請求	宮崎市内において平成28年1月1日～平成29年1月1日までに新規確認を受けた美容所、理容所のデータのうちの事項 内容・名称、営業所屋号、営業所所在地、営業所電話番号、開設年月日、開設者名		1/16	公開		保健衛生課
610	1/6	申出	平成28年12月1日～12月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表(管轄エリア全て) ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		1/19	公開		保健衛生課
611	1/6	請求	富吉浄水場天日乾燥床3●材入替工事 金入設計書		1/13	公開		浄水課
612	1/10	請求	宮崎市内において平成28年10月1日から平成28年12月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法及び食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうちの次の事項 ・営業の区分、営業所の屋号、営業所の住所、営業者の氏名、営業所の電話番号		1/23	公開		保健衛生課
613	1/10	申出	平成28年12月1日から平成28年12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表 ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号(携帯番号は除く)・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業などを除く)		1/19	公開		保健衛生課
614	1/10	請求	蛸原1号線雨水幹線整備工事 金入設計書		1/11	公開		土木課
615	1/10	申出	平成28年10月1日から平成28年12月31日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名及び代表者名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日 但し、携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く。		1/23	公開		保健衛生課
616	1/10	請求	宮崎市内平成28年12月1日から平成28年12月31日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		1/23	公開		保健衛生課
617	1/11	請求	・大淀処理場汚泥処理電気計装設備改築工事 ・大淀処理場1系最終沈殿池電気計装設備改築工事 金入設計書		1/19	公開		下水道施設課
618	1/11	請求	・富吉浄水場水質監視設備更新工事 ・富吉浄水場受変電設備及び運転操作設備更新工事 金入設計書		1/18	公開		浄水課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
619	1/11	請求	本町通線外配水管布設替工事 金入設計書		1/18	公開		水道整備課
620	1/11	請求	清武汚水幹線(28-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書		1/18	公開		下水道整備課
621	1/11	請求	宮崎処理場No.1消化槽改築防食塗装工事 金入設計書		1/16	公開		下水道施設課
622	1/11	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		1/18	公開		建築指導課
623	1/12	請求	長迫橋橋梁修繕工事 金入設計書		1/23	公開		道路維持課
624	1/12	請求	西田橋橋梁修繕工事 金入設計書		1/23	公開		道路維持課
625	1/12	請求	馬屋ヶ尻橋橋梁修繕工事 金入設計書		1/23	公開		道路維持課
626	1/12	請求	宮崎市宮住宅飛江田団地172棟外壁改修工事 金入設計書		1/18	公開		住宅課
627	1/12	請求	宮崎市宮住宅一の宮団地外壁改修工事 金入設計書		1/18	公開		住宅課
628	1/12	請求	宮崎市宮住宅国富が丘団地263棟外壁改修工事 金入設計書		1/18	公開		住宅課
629	1/12	請求	宮崎市立住吉中学校北校舎東棟外壁改修工事 金入設計書		1/18	公開		学校施設課
630	1/12	請求	宮崎市立徳北小学校北校舎外壁改修工事 金入設計書		1/18	公開		学校施設課
631	1/12	請求	宮崎市立大塚小学校西校舎外壁改修工事 金入設計書		1/18	公開		学校施設課
632	1/12	請求	宮崎市立本郷小学校南校舎外壁改修工事 金入設計書		1/18	公開		学校施設課
633	1/12	請求	宮崎市立大淀小学校外2校給食室塗床改修工事 金入設計書		1/18	公開		保健給食課
634	1/12	申出	都市計画法第29条に基づく開発行為(宅地分譲)許可 申請図書一式 ※所在地 宮崎市清武町加納〇〇〇付近(平成〇年 〇月〇日許可分、昭和△年△月△日許可分)		1/23	部分公開	第7条第3号	開発指導課
635	1/12	申出	建築計画概要書 平成28年7月1日～平成28年12月31日に確認された もの		1/17	公開		建築指導課
636	1/13	申出	宮崎市内で平成28年12月1日～12月末日までの間に 新規に飲食店営業許可を取得した施設 ※移動、臨時、自動販売機等は除く ※屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話 番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期 間、業種について		1/23	公開		保健衛生課
637	1/13	請求	平成28年に行われた障がい福祉サービス事業所 「〇〇〇」に対する口頭指導の記録、事務指導に 関する記録、文書指導等の記録、及び当該文書		1/27	部分公開	第7条第3号	障がい福祉課
638	1/16	請求	経過詳細一覧 27年度の固定資産税を納付したことがわかる部分		1/19	部分公開	第7条第2号	納税管理課
639	1/17	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 (所在)宮崎市高千穂通〇〇〇 〇〇〇		1/19	部分公開	第7条第3号	市民税課
640	1/17	申出	宮崎市内において、現在飲食店営業許可を取得した 者のうち以下の項目 ・屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者 氏名又は法人名・代表者名、申請者電話番号、初 期許可開始年月日、更新日、内容名称		1/30	公開		保健衛生課
641	1/18	請求	宮崎市中央通〇〇〇 △△△の営業者氏名		1/24	公開		保健衛生課
642	1/23	申出	宮崎市管轄の下記一覧 ・薬局、特例販売業、店舗販売業		1/30	公開		保健医療課
643	1/24	請求	錦町通線外42線街路樹維持管理業務委託		1/26	部分公開	第7条第6号	道路維持課
644	1/24	請求	橋公園管理業務委託		1/25	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
645	1/24	請求	火災調査報告書 ・物件住所：宮崎市佐土原町下那珂〇〇〇 ・火災日時：平成〇年〇月〇日 ・居住者：△△△ ・所有者：◇◇◇(児湯郡川南町●●●)		2/6	部分公開	第7条第2号 第7条第6号	北消防署
646	1/24	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		1/30	公開		建築指導課
647	1/24	申出	建築計画概要書 宮崎市第370号 平成29年1月6日付		1/30	公開		建築指導課
648	1/26	請求	本郷雨水幹線外草刈等業務委託 金入設計書		2/6	部分公開	第7条第6号	土木課
649	1/27	請求	宮崎市字界岡古城付近		2/6	公開		資産税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
650	1/30	請求	農地法第5条許可申請書 ・申請人：(株)○○○ ・申請地：宮崎市大字長嶺△△△ ・必要とする図書：土地利用計画平面図、土地改良区の同意書		2/1	公開		農業委員会
651	1/31	請求	合流地区管渠改築工事(28-2) 単価記載済み実施設計書			取り下げ		下水道整備課
652	1/31	請求	合流地区管渠改築工事(28-3) 単価記載済み実施設計書		2/7	公開		下水道整備課
653	2/1	申出	平成12年6月26日付 宮都指令第2-5号における開発許可申請のうち擁壁の断面、構造図		2/6	公開		開発指導課
654	2/1	請求	宮崎市営住宅桑畑団地電気幹線改修工事 金入設計書		2/7	公開		住宅課
655	2/1	請求	宮崎市営住宅南窪団地156棟外電気幹線改修工事 金入設計書		2/7	公開		住宅課
656	2/2	申出	平成29年1月1日～1月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表(管轄エリア全て) ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		2/14	公開		保健衛生課
657	2/2	請求	宮崎市内で平成28年12月1日から平成29年1月31日までに新規確認と廃止届を受けた理美容所の月ごとの数		2/9	公開		保健衛生課
658	2/2	請求	宮崎市内で平成29年1月1日から平成29年1月31日までに新規確認を受けた理美容所 ※営業所の住所、電話番号、屋号、開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		2/9	公開		保健衛生課
659	2/3	申出	宮崎市内のばい煙発生施設 ・事業所名、住所、種別、排ガス量		2/6	公開		環境保全課
660	2/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成28年12月1日～平成29年1月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		2/14	公開		保健衛生課
661	2/3	申出	平成29年1月1日～1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(管轄エリア全て) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		2/14	公開		保健衛生課
662	2/3	請求	・宮崎市立大塚小学校西校舎火災復旧工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立小戸小学校北校舎西便所改修工事のうち建築主体工事 金入設計書		2/16	公開		学校施設課
663	2/3	請求	(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事のうち屋根付き広場建築主体工事 金入設計書		2/16	公開		保健衛生課
664	2/3	請求	・宮崎市消防団大淀分団第4部車庫新築工事 ・宮崎市櫛1部消防団大淀分団第4部車庫新築工事 金入設計書		2/16	公開		消防局総務課
665	2/3	請求	宮崎市保健所センター外部改修工事(第1期工事) 金入設計書		2/15	公開		保健医療課
666	2/3	請求	宮崎市清武町総合支所トイレ改修工事のうち建築主体工事 金入設計書		2/14	公開		管財課
667	2/3	請求	平成28年度北川内黒岩前地区排水改良事業排水路整備工事 金入設計書		2/7	公開		農村整備課
668	2/3	請求	・下畑川河川災害復旧工事 ・新別府川河川災害復旧工事 金入設計書		2/7	公開		土木課
669	2/3	申出	宮崎市内で、平成29年1月1日～1月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		2/14	公開		保健衛生課
670	2/6	申出	平成28年11月1日から平成29年1月31日迄に付定のおった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、及び該当の住居表示台帳		2/8	公開		区画整理課
671	2/6	請求	平成29年2月6日現在、宮崎市内にて食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設の一覧。ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機等を除く。 (項目)屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号(携帯番号を除く)、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号、申請者住所		2/17	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
672	2/6	請求	道路法32条申請(路線番号3030448)にかかる図書・市道(黒坪2号線路線番号3030448)にて、平成29年2月6日時点で行われている道路工事に伴う道路占用許可申請書の申請添付図面		2/20	部分公開	第7条第2号	用地管理課
673	2/8	請求	平成28年11月1日から平成29年1月31日までに飲食店の営業許可を取得した者の、屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人、代表者、営業所電話番号・指令番号、確認年月日。飲食店については、携帯番号、移動・短期営業・自動販売機等を除く。		2/16	公開		保健衛生課
674	2/8	請求	平成28年11月1日から平成29年1月31日までに理美容の営業許可を取得した者の、屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人、代表者、営業所電話番号・指令番号、確認年月日。飲食店については、携帯番号、移動・短期営業・自動販売機等を除く。		2/16	公開		保健衛生課
675	2/8	申出	建築計画概要書(平成28年12月1日～平成29年2月24日)に確認されたもの		2/8	公開		建築指導課
676	2/9	請求	〇〇〇(宮崎市淀川△△△) 食品関係営業許可の申請者名がわかるもの		2/16	公開		保健衛生課
677	2/9	請求	合流地区官渠改築(28-3)の単価記載済み実施設計書		2/16	公開		下水道整備課
678	2/9	申出	建築計画概要書(平成28年4月1日～直近のものまで)		2/17	公開		建築指導課
679	2/9	申出	建築計画概要書 ・ERI第16053323号 平成28年12月27日付 ・ERI第16053823号 平成29年1月6日付 ・宮崎市第383号 平成29年1月26日付		2/17	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	建築指導課
680	2/8	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設の一覧(2016/9/1～2016/12/31の間に新規で許可を受けた施設全てで、既に廃業している施設、短期及び仮設営業施設は除く) ・店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種 ※電話番号については、携帯電話番号を除く		2/20	公開		保健衛生課
681	2/13	請求	平成20年に〇〇〇の区域に□□□の土地が無断で入っていることについて、農村整備課に在籍していた職員に対する調査依頼をした報告書		2/27	部分公開	第7条第2号	農村整備課
682	2/13	請求	子宮頸がんワクチンの副作用と思われる被害者が4名いることを確認しましたが、その後、増えた被害者のことが理解できる文書(もしなければ国に請求してください。宮崎市の義務です) 被害は自然災害ではなく明確に人災です。これほど多くの被害者を出したことについての宮崎市の性帰任社の名前が記入されている文書。 このワクチン接種を未だに続けているのか、中止しているのか理解できる文書。		2/21	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	健康支援課
683	2/14	請求	平成28年度の高分子凝集剤(宮崎処理場、大淀処理場、田野浄化センター、佐土原浄化センター)の入札単価一覧 落札社会むすべて		2/27	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
684	2/10	請求	合流地区官渠改築工事(28-2) 金入設計書		2/17	公開		下水道整備課
685	2/16	申出	平成10年度から平成12年度の宮崎市職員名簿のうち次長級職員一覧及び関係団体代表者名簿		3/1	部分公開	第7条第2号	人事課
686	2/16	申出	平成28年9月1日から平成28年12月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		2/22	部分公開	第7条第2号	区画整理課
687	2/20	請求	営業許可一覧(H29.2.20現在) 屋号、営業所の所在地、電話番号、申請者		3/3	公開		保健衛生課
688	2/21	申出	建築計画概要書(平成28年4月1日～直近のものまで)		3/1	公開		建築指導課
689	2/21	申出	建築計画概要書 ・ERI第16053535号 平成29年1月25日付 ・宮崎市第396号 平成29年2月3日付 ・宮崎市第397号 平成29年2月3日付		3/1	部分公開	第7条第2号 第7条第3号	建築指導課
690	2/22	請求	宮崎市において2/22現在営業許可を取得した者と申請があったものうち以下の項目 ①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④申請者氏名又は法人名、⑤申請者電話番号、⑥許可開始年月日、⑦内容名称		3/8	公開		保健衛生課
691	2/23	請求	宮崎市営住宅新川団地55-2棟電気幹線改修工事金入設計書		2/27	公開		住宅課
692	2/24	請求	社会福祉法人〇〇〇に対する改善勧告書		3/9	公開		福祉総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
693	2/27	請求	平成〇年〇月〇日に◇◇◇路上で△△△株式会社が宮崎市の委託業務遂行中に起きたトラブルに係る資産税課が保有管理している書面及び資料(同年〇月〇日に◇◇◇で資産税課が撮影した写真を除く。)		3/6	非公開	不存在	資産税課
694	2/27	請求	平成〇年〇月〇日に◇◇◇で資産税課が撮影した写真		3/6	公開		資産税課
695	2/27	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 ①宮崎市吉村町〇〇〇(株)□□□他3件		3/3	部分公開	第7条第3号	市民税課
696	2/27	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 ①宮崎市旭〇〇〇□□□(株)他3件		3/3	非公開	不存在	市民税課
697	2/27	申出	・総務法制課情報公開担当係長の憲法尊重擁護義務宣誓書		3/8	部分公開	第7条第2号	人事課
698	2/27	請求	平成28年4月28日審査請求以降、宮崎市個人情報保護審査会が10月28日諮問書を受理するまでの宮崎市の各担当者名と日付と協議した内容が理解できる文書		3/8	非公開	不存在	福祉総務課
699	2/27	請求	平成28年度601-1037号天神領外1地区(田・水路・道路)災害復旧工事 金入設計書		3/9	部分公開	第7条第3号	農村整備課
700	3/1	請求	宮崎市内平成29年2月1日から平成29年2月28日までに新規確認を受けた理美容所。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		3/8	公開		保健衛生課
701	3/2	請求	平成29年3月1日現在、宮崎市内にて食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設の一覧。ただし、移動販売、臨時営業、仮設営業、自動販売機等を除く。 (項目)屋号、営業所所在地、申請者名、営業所電話番号(携帯番号を除く)、初期許可年月日、法人の場合はさらに法人代表者名、申請者電話番号、申請者住所		3/14	公開		保健衛生課
702	3/2	請求	平成25年度以降の「重大事態」にかかるいじめ防止対策委員会に係る報告書		3/16	非公開	不存在	学校教育課
703	3/2	請求	平成25年度以降の「重大事態」にかかる基本調査報告書		3/16	非公開	不存在	学校教育課
704	3/2	申出	消防管轄における危険物第4類の貯蔵又は取扱施設 ・地下タンク需要市況確認 ・地下タンク設備状況確認 ・地下タンクの事業所名、設置住所、物品名、タンク容量等		3/21	公開		予防課
705	3/2	請求	清武汚水幹線(28-6工区)外下水道管布設工事 金入設計書		3/10	公開		下水道整備課
706	3/2	申出	別添地図の昭和45年当時の現況図もしくは都市計画図		3/9	公開		開発指導課
707	3/3	請求	平成28年度中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 金入設計書		3/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
708	3/3	請求	・平成28年度601-1036鳥ノ巣地区(道路)災害復旧工事 ・平成28年度601-6先切地区(農地)災害復旧工事 金入設計書		3/6	部分公開	第7条第3号	農村整備課
709	3/3	申出	宮崎市内で平成29年2月1日～2月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ※移動、臨時、自動販売機等は除く ※屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		3/14	公開		保健衛生課
710	3/6	申出	宮崎市内で平成29年2月1日～2月28日までの間に新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表 (自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等での営業を除く)		3/14	公開		保健衛生課
711	3/6	申出	平成29年2月1日～2月末日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表(管轄エリア全て) ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		3/14	公開		保健衛生課
712	3/6	請求	2016年7月から11月末までの事故報告書		3/16	部分公開	第7条第2号 第7条第5号 第7条第6号	学校教育課
713	3/6	請求	2016年7月から11月末までの事故についての生徒へのアンケート	5/19	5/16	部分公開	第7条第2号 第7条第5号 第7条第6号	学校教育課
714	3/7	申出	役場中山線道路改良工事(2工区) 金入設計書		3/8	公開		高岡・建設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
715	3/8	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		3/15	公開		建築指導課
716	3/8	請求	平成28年7月から11月末日までの事故報告書		3/22	部分公開	第7条第2号 第7条第5号 第7条第6号	学校教育課
717	3/8	請求	平成25年度以降の「重大事態」にかかる基本調査報告書		3/22	非公開	不存在	学校教育課
718	3/8	請求	平成25年度以降の「重大事態」にかかるいじめ防止対策委員会に係る報告書		3/22	非公開	不存在	学校教育課
719	3/8	請求	2016年7月から11月末日までの事故についての生徒へのアンケート	5/21	5/16	部分公開	第7条第2号 第7条第5号 第7条第6号	学校教育課
720	3/8	請求	平成28年7月から11月末日までの事故報告書		3/22	部分公開	第7条第2号 第7条第5号 第7条第6号	学校教育課
721	3/8	請求	平成25年度以降の「重大事態」にかかる基本調査報告書		3/22	非公開	不存在	学校教育課
722	3/8	請求	平成25年度以降の「重大事態」にかかるいじめ防止対策委員会に係る報告書		3/22	非公開	不存在	学校教育課
723	3/8	請求	2016年7月から11月末日までの事故についての生徒へのアンケート	5/21	5/16	部分公開	第7条第2号 第7条第5号 第7条第6号	学校教育課
724	3/9	請求	清武汚水幹線(28-13工区)下水道管布設工事 金入設計書		3/16	公開		下水道整備課
725	3/9	申出	宮崎市新規飲食店営業許可施設一覧 ・営業所の屋号、所在地、電話番号、業種、申請者、申請者住所、申請者電話番号 ※過去5年以内のもの		3/17	公開		保健衛生課
726	3/10	請求	平成28年4月から平成29年2月の期間に、3校で自殺した生徒に係る基本調査に関する書類		3/24	非公開	不存在	学校教育課
727	3/10	請求	生徒へのアンケート調査と聞き取り調査結果に関する書類	5/23	5/16	部分公開	第7条第2号 第7条第5号 第7条第6号	学校教育課
728	3/10	請求	平成28年4月から平成29年2月の期間に、3校で自殺した生徒に関する指導記録、連絡帳、生活ノート、学級日誌、部活動、委員会活動に関するノート、3校の職員会議議事録	5/23	5/16	非公開	第7条第2号 第7条第6号	学校教育課
729	3/10	請求	文部科学省の指針に基づく基本調査、詳細調査一連の文書		3/24	非公開	不存在	学校教育課
730	3/10	請求	詳細調査委員会の構成員の氏名と肩書き	5/23	5/16	公開		学校教育課
731	3/10	請求	詳細調査委員会の議事録		3/24	非公開	不存在	学校教育課
732	3/10	請求	いじめ防止対策推進法に基づく教育委員会の議事録(1回目)		3/24	非公開	不存在	学校教育課
733	3/10	請求	飯田土地区画整理事業 ・62街区仮換地案全体図 ・仮換地重ね図(従前地及換地(工事前)) ・仮換地指定位置図(位置の特定できるもの) ・仮換地指定図(位置及び境界を表示したもの)		3/17	部分公開	第7条第2号 第7条第6号	区画整理課
734	3/13	請求	宮崎市営住宅飛江田団地172棟外壁改修工事 金入設計書		3/16	公開		住宅課
735	3/13	請求	宮崎市立徳北小学校北校舎外壁改修工事 金入設計書		3/23	公開		学校施設課
736	3/13	請求	馬屋ヶ尻橋橋梁修繕工事 金入設計書		3/23	公開		道路維持課
737	3/13	請求	共同利用施設ひえだセンター外壁塗装改修工事 金入設計書		3/23	公開		環境保全課
738	3/14	請求	清武汚水幹線(28-13工区)下水道管布設工事 金入設計書		3/16	公開		下水道整備課
739	3/15	請求	準用河川前溝川河川改修工事(但し橋梁上部工) 金入設計書		3/17	公開		土木課
740	3/15	請求	宮崎市立浦之名小学校北東部法面災害復旧工事 金入設計書		3/23	公開		学校施設課
741	3/15	請求	第233号道路災害復旧工事(法面保護工) 金入設計書		3/27	公開		道路維持課
742	3/15	請求	・東部第二土地区画整理事業10-1号線外1線道路築造及び7号水路工事 ・東部第二土地区画整理事業電線共同溝整備工事(4工区) 金入設計書		3/27	公開		区画整理課
743	3/15	請求	平成28年度林道一里山(支)線災害復旧工事 金入設計書		3/27	公開		森林水産課
744	3/15	請求	・合流地区管渠改築工事(28-1) ・合流地区管渠改築工事(28-3) ・合流地区管渠改築工事(28-5) ・合流地区管渠改築工事(28-6) 金入設計書		3/21	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
745	3/15	請求	平成28年度高岡地区農村環境改善センター自家用電気工作物保安管理委託業務の受託者と受託金額		3/16	部分公開	第7条第6号	高岡・地域総務課
746	3/15	請求	宮崎市高岡町小山田〇〇〇の伐採及び伐採後の造林の届出書		3/28	部分公開	第7条第2号	高岡・農林水産課
747	3/15	請求	宮崎市高岡町小山田〇〇〇の伐採及び伐採後の造林の届出書		3/28	非公開	不存在	高岡・農林水産課
748	3/15	請求	平成28年度に市民情報センターで受付した審査請求書		3/29	部分公開	第7条第2号	総務法制課
749	3/15	申出	〇〇主幹(福祉総務課)及び□□元職員(社会福祉課)の宣誓書		3/29	非公開	不存在	人事課
750	3/15	請求	総務法制課〇〇主任主事及び□□主任主事の宣誓書		3/29	部分公開	第7条第2号	人事課
751	3/15	請求	平成28年4月28日審査請求以降、宮崎市個人情報保護審査会に手出すまでの間、文書がどの部署のどの担当者が、何日間持っていたのか理解できる文書		3/29	非公開	不存在	福祉総務課
752	3/15	請求	平成28年4月～平成29年3月15日までに提出された行政不服審査請求書		3/29	部分公開	第7条第2号	福祉総務課
753	3/17	請求	宮崎科学技術館が管理している映像記録		3/28	非公開	不存在	生涯学習課
754	3/21	請求	平成28年12月31日現在における宮崎市保健所管轄の歯科技工所開設届一覧		3/31	公開		保健医療課
755	3/21	請求	宮崎市佐土原町地域福祉センター屋上防水改修工事 内訳書一式(図面除く)		3/28	公開		福祉総務課
756	3/21	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市江南小学校中校舎改修工事 ・宮崎市立小戸小学校屋内運動場屋根防水改修工事 ・宮崎市立古城小学校屋内運動場屋根防水改修工事 ・宮崎市立東大宮中学校中校舎屋根防水改修工事 ・宮崎市立宮崎東小学校屋内運動場屋根防水改修工事 ・宮崎市立宮崎南小学校北校舎屋根防水改修工事 ・宮崎市立赤江東中学校屋内運動場屋根防水改修工事 ・宮崎市立西池小学校給食室屋上防水改修工事 ・宮崎市立本郷中学校中校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立生目中学校南校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立東大宮小学校北校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立青島小学校北校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立穂小学校北校舎中・西棟屋上防水改修工事 ・宮崎市立広瀬週学校北校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立宮崎西小学校昇降口棟屋上防水改修工事 ・宮崎市立広瀬北小学校校舎防水部分改修工事 ・宮崎市立生目南中学校北校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立瓜生野小学校北校舎屋根防水改修工事 		3/30	公開		学校施設課
757	3/21	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市公設地方卸売市場花き棟屋ね防水改修工事 ・宮崎市公設地方卸売市場水産棟仲卸店舗屋上防水改修工事 ・宮崎市中央卸売市場青果棟仲卸店舗屋上防水改修工事(その1) 金入設計書		3/24	公開		市場課
758	3/21	請求	消防局庁舎北側屋根修繕工事(図面は除く) 金入設計書		3/31	公開		総務課
759	3/21	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・生目の杜運動公園アイビススタジアム防水改修工事(その1) ・生目の杜運動公園アイビススタジアム防水改修工事(その2) 		3/31	公開		文化スポーツ課
760	3/21	請求	清武保健センター屋上防水改修工事にかかる工事内訳書一式		3/28	公開		保健医療課
761	3/21	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・生目の杜運動公園アイビススタジアム防水改修工事(その1) ・生目の杜運動公園アイビススタジアム防水改修工事(その2) 		3/31	公開		地域コミュニティ課
762	3/22	請求	東部第二土地区画整理事業電線共同溝整備工事 金入設計書		3/27	公開		区画整理課
763	3/22	請求	平成29年度都市公園等管理業務委託(二葉街区公園外) 金入設計書		3/28	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
764	3/22	請求	本野原遺跡保存整備工事(3工区植栽工) 金入設計書		3/29	公開		文化財課
765	3/22	請求	宮崎市大字本郷北方〇〇〇の開発行為事前協議申請書(平成□年□月□日提出)の取り下げ関係書類一式		3/30	部分公開	第7条第2号	開発指導課
766	3/22	申出	建築計画概要書 平成28年4月1日～直近のものまで		3/29	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
767	3/22	申出	建築計画概要書 宮崎市第440号 平成29年3月10日付		3/29	公開		建築指導課
768	3/23	請求	・国有財産譲与契約書(平成15年2月25日) ・国有財産一覧表(特定番号434-4) ・特定用図面(特定番号)434-4のわかるもの		3/24	公開		用地管理課
769	3/23	申出	宮崎市保健所中央保健センター 外部改修工事(第1期工事)		4/6	公開		保健医療課
770	3/23	申出	(仮称)みやざき動物愛護センター新築工事のうち 建築主体工事 金入設計書		3/30	公開		保健衛生課
771	3/24	請求	平成28年7月から11月末日までの事故報告書		3/27	部分公開	第7条第2号 第7条第5号 第7条第6号	学校教育課
772	3/24	請求	平成25年度以降の「重大事態」にかかる基本調査 報告書		3/27	非公開	不存在	学校教育課
773	3/24	請求	平成25年度以降の「重大事態」にかかるいじめ防 止対策委員会に係る報告書		3/27	非公開	不存在	学校教育課
774	3/24	請求	塩路江良ノ上線外44線路面清掃業務委託 金入設 計書		3/30	公開		道路維持課
775	3/24	請求	北部地区道路維持工事(浚渫)単価契約 金入設計 書		3/28	公開		道路維持課
776	3/24	請求	平成28年度宮崎市生目の杜運動公園植栽管理業務 委託 単価入設計書		4/5	部分公開	第7条第6号	スポーツランド推進課
777	3/24	請求	平成28年度大宮2号雨水幹線外草刈等業務委託 単 価入設計書		3/27	部分公開	第7条第6号	土木課
778	3/24	請求	平成28年度たらのき台不燃物埋立処理場造園管理 業務委託		3/29	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
779	3/24	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種全 ての施設の一覧 (2017/1/1~2017/2/28の間に新規で許可を受けた 施設全てで、既に廃業している施設、短期および 仮設営業施設は除く) <項目> 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法 人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表 者名)、許可日、許可満了日、業種 ※電話番号については、携帯電話番号を除く		4/4	公開		保健衛生課
780	3/29	請求	・大塚台1号線種か39線街路樹維持管理業務委託 ・生目台通線外36線街路樹維持管理業務委託 金入設計書		4/5	部分公開	第7条第6号	道路維持課
781	3/29	請求	・錦町線外2線草花植栽管理業務委託 ・橋公園花壇(市役所前)草花植栽管理業務委託 ・誕生花下段草花植栽管理業務委託 ・阿波岐原団地北線外1線草花植栽管理業務委託 金入設計書		4/11	部分公開	第7条第6号	景観課
782	3/29	請求	・大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤) ・大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) ・都市公園等管理業務委託(大塚台公園外) ・都市公園等管理業務委託(垂水公園外) ・都市公園等管理業務委託(二葉街区公園外) ・都市公園等管理業務委託(郡司分公園外) 金入設計書		4/6	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
783	3/29	請求	昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(上部工1工区) 金入設計書		3/29	公開		市街地整備課
784	3/30	請求	学園通線外66線街路樹維持管理業務委託 金入設 計書		4/12	部分公開	第7条第6号	道路維持課
785	3/30	請求	下水道管施設耐震化工事(28-7) 金入設計書		4/10	公開		下水道整備課
786	3/30	請求	宮崎市中央公園敷地内に設置してある映像記録		3/31	非公開	不存在	公園緑地課
787	3/30	請求	大淀川市民緑地外3公園指定管理業務委託に係る平 成28年度協定書等の資料		3/31	部分公開	第7条第3号	公園緑地課
788	3/31	請求	平成28年度宮崎市民文化ホール小ホール調光盤更 新工事 金入設計書		4/7	公開		文化市民活動課

2 個人情報開示請求の内容と処理状況(平成28年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
1	4/4	開示	生活保護にかかる面接記録票		4/18	部分開示	第15条第2号	社会福祉課
	4/28	審査 請求			2017/ 3/7	開示		
2	4/6	開示	介護認定審査会資料 認定情報、認定調査票(特記事項)、主治医意見		4/6	開示		介護保険課
3	4/19	開示	住民票の写しの交付請求書		5/2	開示		市民課
4	5/13	開示	家屋調査書		5/25	開示		資産税課
5	5/16	開示	家屋調査書		5/20	開示		資産税課
6	5/16	開示	土地売買契約書		5/19	開示		住宅課
7	5/24	開示	介護保険認定審査会資料 認定情報、認定調査票(特記事項)、主治医意見		5/25	開示		介護保険課
8	5/30	開示	固定資産税の課税台帳		6/2	開示		資産税課
9	6/3	開示	事故報告書		6/3	開示		学校教育課
10	6/9	開示	高額介護サービス費の支給について		6/23	部分開示	第15条第6号	介護保険課
			・支払額 ・支払方法(振込先) ・振込先が本人名義口座と異なる理由、根拠 ・本人の死亡後の支給についての処理					
11	6/10	開示	住民基本台帳カードを利用した住民票と印鑑証明の請求履歴(窓口交付以外の物)		6/23	不開示	不存在	市民課
12	6/10	開示	住民票の写しの交付請求書		6/23	不開示	不存在	市民課
13	6/10	開示	住民票の写しの交付請求書		6/23	不開示	不存在	市民課
14	6/13	開示	印鑑登録証明に係る請求履歴		6/23	不開示	不存在	市民課
15	6/14	開示	固定資産税の評価調書(家屋)		6/17	開示		資産税課
16	6/17	開示	救急活動報告書	6/30	7/11	部分開示	第15条第6号	警防課
17	6/27	開示	住民票の写しの交付請求書		7/11	部分開示	第15条第6号	市民課
18	6/28	開示	戸籍謄抄本にかかる交付請求書		7/11	部分開示	第15条第6号	市民課
19	7/1	開示	住民票の写し及び印鑑証明の請求記録(住民基本台帳カードを用いたもの)		7/14	開示		市民課
20	7/11	開示	介護認定審査会資料 認定情報、認定調査票(特記事項)、主治医意見		7/25	開示		介護保険課
21	7/15	開示	生活保護にかかる決定通知書			取り下げ		社会福祉課
22	7/19	開示	印鑑証明の請求記録(住民基本台帳カードを用いたもの)		8/2	開示		市民課
23	7/22	開示	〇〇〇〇の生年月日、死亡年月日及び死亡時の住所が分かる文書(平成14年8月5日付宮崎市介護保険システムの介護死名照会画面の写し)		7/26	開示		介護保険課
24	7/29	開示	事故報告書		8/3	開示		保健衛生課
25	8/8	開示	介護認定審査会資料 認定情報、認定調査票(特記事項)、主治医意見		8/22	開示		介護保険課
26	9/9	開示	診療報酬明細書		9/23	開示		国保年金課
27	9/7	開示	住民票の写しの交付請求書		9/14	開示		市民課
28	9/12	開示	主治医意見書		9/13	開示		介護保険課
29	9/12	開示	診療報酬明細書、調剤報酬明細書		9/12	開示		国保年金課
30	9/15	開示	伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		9/29	開示		森林水産課
31	9/28	開示	認定支援区分調査票(認定審査会資料)		10/7	開示		障がい福祉課
32	9/29	開示	柔道整復施術診療費支給申請書		10/4	開示		国保年金課
33	9/29	開示	伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		10/11	開示		森林水産課
34	10/6	開示	伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		10/20	不開示	不存在	森林水産課
35	10/7	開示	住民票の写し及び住民票閲覧の請求履歴		10/13	不開示	不存在	市民課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
36	10/31	開示	土地売買契約書		11/9	開示		佐土原・地域総務課
37	11/8	開示	伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		11/18	不開示	不存在	森林水産課
38	11/11	開示	救急活動報告書		11/15	部分開示	第15条第6号	警防課
39	11/15	開示	住民票の写し及び印鑑証明の請求記録(住民基本台帳カードを用いたもの)		11/29	不開示	不存在	市民課
40	11/15	開示	住民票の写し及び印鑑証明の請求記録(住民基本台帳カードを用いたもの)		11/29	不開示	不存在	市民課
41	11/24	開示	土地売買契約書		12/2	開示		佐土原・地域総務課
42	11/25	開示	予防接種台帳		12/6	開示		健康支援課
43	11/25	開示	予防接種台帳		12/6	不開示	不存在	健康支援課
44	11/28	開示	住民票の写しの交付請求書		12/8	不開示	不存在	市民課
45	12/27	開示	固定資産税課税台帳の写し		12/28	開示		資産税課
46	12/21	開示	固定資産税課税台帳の写し		12/28	開示		資産税課
47	12/28	開示	住民票の写し、戸籍全部事項証明書及び戸籍の附票の写しにかかる交付請求書		1/10	開示		市民課
48	1/16	開示	定期予防接種の接種履歴		1/24	不開示	不存在	健康支援課
49	1/16	開示	住民票の写し、印鑑証明書、戸籍の全部(一部)事項証明書、戸籍の附票の写し、税関係証明書の請求履歴		1/23	不開示	不存在	市民課
50	1/23	開示	名寄せと固定資産税の証明書にかかる交付請求書		1/31	不開示	不存在	市民課
51	1/30	開示	住民票の写しの交付請求書		2/9	不開示	不存在	市民課
52	1/30	開示	住民票の写しの交付請求書		2/3	開示		市民課
53	2/1	開示	所得に関する証明書にかかる交付請求書		2/13	開示		市民課
54	2/1	開示	救急搬送報告書		2/15	部分開示	第15条第6号	北消防署
55	2/2	開示	家屋調査書		2/2	開示		資産税課
56	2/2	開示	伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		2/2	開示		田野・農林水産課
57	2/16	開示	住民票の写しの交付請求書		2/27	不開示	不存在	市民課
58	2/17	開示	土地売買契約書		2/24	開示		佐土原・地域総務課
59	2/23	開示	虐待に係る受付票と経過票	3/8	4/5	部分開示	第15条第2号	障がい福祉課
60	3/22	開示	指導要録		3/31	開示		学校教育課
61	3/22	開示	はり・きゅう・あんま施術料負担明細書		3/28	開示		国保年金課
62	3/24	開示	伐採及び伐採後の造林の届出書			取り下げ		田野・農林水産課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日

条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号
平成28年3月22日条例第2号

宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

（公開請求の手続）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の

保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4） 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（5） 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6） 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。た

だし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

（公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）本条を適用する旨及びその理由

（2）残りの公文書について公開決定等をする期限

（理由の記載等）

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市（本市が設立した地方独立行政法人を含む。）、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条第3号及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規

定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）によるものとし、この条例は、適用しない。

（手数料等）

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第19条 第18条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2）公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規

定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第26条 第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（任意的公開）

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

（公文書の管理）

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

（情報の提供）

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

（施行の状況の公表）

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成14年佐土原町条例第14号）及び田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第34号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成14年清武町条例第24号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第76号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第53号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年7月5日
規則第29号

改正 平成28年3月30日規則第11号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（費用負担）

第6条 条例第25条第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（議事録）

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		金額	
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき	10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき	50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額	
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額	
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額	
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。			

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日
規則第29号

改正 平成28年3月30日規則第11号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

（費用負担）

第6条 条例第25条第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（議事録）

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			

4 個人情報保護関係例規

(1) 宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日

条例第2号

改正	平成16年12月20日条例第34号	平成17年12月20日条例第75号
	平成19年3月23日条例第2号	平成21年3月30日条例第2号
	平成21年12月25日条例第52号	平成27年9月18日条例第57号
	平成28年3月22日条例第2号	平成29年3月24日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要

な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国等に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(1) 開示請求に係る個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）であるときは、その法定代理人

(2) 開示請求に係る個人情報 that 特定個人情報であるときは、当該特定個人情報の本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

(3) 本市、本市が設立した地方独立行政法人又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

(4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報

(5) 本市又は本市が設立した地方独立行政法人と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの

(6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの

(7) 未成年者等の個人情報であって、法定代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの

(8) 特定個人情報であって、任意代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、本市が設立した地方独立行政法人、国等及び開示請求者以外のもの(以下この条、第26条第3号及び第27条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をす

るときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条第1項第2号及び第26条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（簡易開示）

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

（訂正請求）

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求の手続）

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正決定等）

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日

数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

（個人情報の提供先への通知）

第24条の2 実施機関は、前条第4項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求）

第24条の3 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

（1） 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去

イ 第7条の規定に違反して収集されたとき。

ロ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

ハ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ニ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

（2） 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手續）

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

（1） 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

（2） 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

（3） 利用停止請求の趣旨及び理由

（4） 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止決定等)

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条の6 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第25条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

(本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第25条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利

用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(諮問をした旨の通知)

第26条 第25条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の設置等)

第28条 第25条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第29条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第29条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第29条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第29条の5 第25条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第29条の6 審査会は、第25条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第30条 第28条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 31 条 削除

(手数料等)

第 32 条 この条例の規定（第 29 条の 4 第 4 項を除く。次項において同じ。）に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第 33 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 34 条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第 35 条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止その他これらに類するものの手続が定められているときは、その定めるところによる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第 36 条 市長は、毎年度 1 回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第 37 条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 8 条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第 28 条及び第 30 条の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和 59 年条例第 13 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第 6

条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の施行の前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

6 佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入(次項及び第8項において「編入」という。)の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。

7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。)第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

8 前項に定めるもののほか、編入の前日に佐土原町個人情報保護条例(平成17年佐土原町条例第1号)、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例(平成17年高岡町条例第1号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。

10 清武町の編入の前日に清武町個人情報の保護に関する条例(平成17年清武町条例第36号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成16年12月20日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第75号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月25日条例第52号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成27年9月18日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に公立大学法人宮崎公立大学において行われている個人情報を取り扱う事務についての第 1 条の規定による改正後の宮崎市個人情報保護条例第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 57 号）の施行の日以後速やかに」とする。

3 この条例の施行の前に行われた第 1 条の規定による改正前の宮崎市個人情報保護条例第 31 条の規定による是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置の原則)

2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日条例第 2 号）

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年7月26日
規則第37号

改正	平成17年3月31日規則第30号	平成18年3月31日規則第9号
	平成21年3月30日規則第9号	平成27年10月2日規則第76号
	平成28年3月30日規則第11号	

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 電子計算機処理の状況
- (3) 目的外利用等の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第24条の4第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの

(2) 戸籍の謄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

3 条例第14条第2項の任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(1) 第1項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該任意代理人の氏名及び住所が記載されているもの

(2) 委任状その他の書面であって、当該任意代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書(様式第5号)

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書(様式第6号)

(3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書(様式第7号)

2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。

(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(様式第11号)によるものとする。

(訂正決定等の通知)

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書(様式第12号)

(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書(様式第13号)

(3) 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第12条 条例第24条の4第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第13条 条例第24条の5第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式第17号)

(2) 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第18号)

(3) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をしたとき 個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第19号)

2 条例第24条の5第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第20号)により行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第21号)により行うものとする。

(費用負担)

第15条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。
(公表の方法)

第16条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求状況
- (2) 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(出資法人)

第17条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)
- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和59年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年10月 2 日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月 5 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年 3 月30日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。		

様式第1号～様式第21号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日
規則第27号

改正 平成28年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補佐人)

第4条 条例第29条の2第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

(意見陳述者の数)

第5条 条例第29条の2第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第6条 条例第29条の4第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(議事録)

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			